

道の駅奥久慈だいご
事業継続計画
(BCP)

令和6年5月

目 次

第1章 道の駅事業継続計画(BCP)とは	1
1.1 道の駅奥久慈だいが事業継続計画の必要性	1
1.2 道の駅奥久慈だいがについて	2
1.2.1 道の駅奥久慈だいの位置	2
1.2.2 道の駅奥久慈だいがBCPの対象エリア	4
第2章 道の駅奥久慈だいが BCP	5
2.1 基本方針の設定	5
2.1.1 基本的な考え方	5
2.1.2 基本方針	6
2.2 運用体制	7
2.2.1 運用体制	7
2.3 危機事象・被害状況の想定	10
2.3.1 危機事象	10
2.3.2 被害状況の想定	13
2.4 重要業務の抽出	16
2.4.1 大規模災害発生時の重要業務	16
2.4.2 感染症の予防や拡大防止対策	17
2.5 必資源の現状把握	18
2.5.1 人的資源(参集可能人員)	18
2.5.2 物的資源(ライフライン等のバックアップ)	19
第3章 重要業務の行動計画	20
3.1 重要業務の行動計画の目的	20
3.2 重要業務の開始目標時間	21
3.3 重要業務の行動計画	22
3.3.1 【初動対応】安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動	22
3.3.2 【初動対応】避難場所の開設準備、避難場所への誘導・受入れ、災害用備蓄の搬出・配布	27
3.3.3 【応急対策活動】利用者や関係機関等への情報発信・共有	29
3.3.4 【応急対策活動】緊急活動スペースの確保	30
3.3.5 【事業再開への取組み】食料品・生活必需品の早期販売再開	31
3.3.6 【感染症の予防や拡大防止対策】	32
第4章 持続的な改善に向けた取組方法	33
4.1 定期訓練	33
4.2 BCP の定期的な見直し	34
第5章 巻末資料	35
5.1 従業員緊急時連絡網(様式-1)	36

5.2 担当部門エリア図(様式-2)	37
5.3 避難誘導経路図(様式-3)	40
5.4 消火機材設置箇所図(様式-4)	42
5.5 初期の被害チェックリスト(様式-5)	44
5.6 初期の被害チェックリスト(状況記録図)(様式-6)	45
5.7 災害時の連絡先一覧(様式-7)	48
5.8 災害用設備配置図(様式-8)	51

第1章 道の駅事業継続計画(BCP)とは

1.1 道の駅奥久慈だいが事業継続計画の必要性

災害対策基本法第42条の規定に基づき大子町防災会議が作成した「大子町地域防災計画」（令和6年3月改定）において、「道の駅奥久慈だいが」（以下原則として「道の駅」という。）は、地震災害時の「指定緊急避難場所」（以下「避難場所」という。）に位置づけられている。

避難場所は、「災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所のことである。被害が大きく、避難生活が長期にわたる場合は、指定避難所に移動する。」とされており、発災直後から災害対応を行うことが予想される。

また、道の駅は道路利用者のための休憩施設であることや、幹線道路である国道118号沿いに位置する交通の要衝にあることにも留意する必要がある。

発災時には道路利用者が一定数滞在していることが予想されるほか、災害等による道路の通行止めの際には、道路情報の収集や通行止め解除を待つため、滞在を選択する道路利用者が増加することも予想される。

道の駅奥久慈だいがは、その立地特性から令和3年度に、国土交通省より「防災道の駅」として選定されている。

防災道の駅は、県が策定する広域的な防災計画（地域防災計画もしくは受援計画）及び新広域道路交通計画（国土交通省と都道府県で策定中）に広域的な防災拠点として位置づけられている道の駅で、全国に39箇所指定され、国土交通省は、防災拠点としての役割を果たすためのハード・ソフト両面からの重点的な支援を行うこととしている。

災害時に求められる機能に応じて、以下に示す施設・体制が整備されていることが求められ、②・③が整っていない場合については、選定から3年程度で必要な機能・施設・体制を整えるための具体的な計画を作成する必要がある。

【防災道の駅の条件】

- ① 建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時においても業務実施可能な施設となっていること
- ② 災害時の支援活動に必要なスペースとして、2,500㎡以上の駐車場を備えていること
- ③ 道の駅の設置者である市町村と道路管理者の役割分担等が定まった事業継続計画（BCP）が策定されていること

これらに加えて道の駅は、食料品や地域物産等の販売を通じて、地域経済や雇用維持に貢献する生活拠点機能を担っているため、災害の発生によって業務継続に支障が生じた場合でも、早期に再開することが求められる。

以上により、災害が起きた際、道の駅が防災拠点機能を適切に発揮しつつ、早期再開を目指すため、発災時に道の駅が優先して実施すべき業務（以下「重要業務」とする。）を明確にし、その業務を確実に実施できるよう、あらかじめ準備を整えておくことが重要である。その準備として、「道の駅奥久慈だいが事業継続計画」（以下「本BCP」という。）の策定が必要となっている。

本BCPは、発災時道の駅が有する防災拠点機能を適切に発揮させるための計画であるとともに、発災後道の駅が担う事業を早期に再開させ、継続的な業務の遂行を可能にするための計画として策定する。

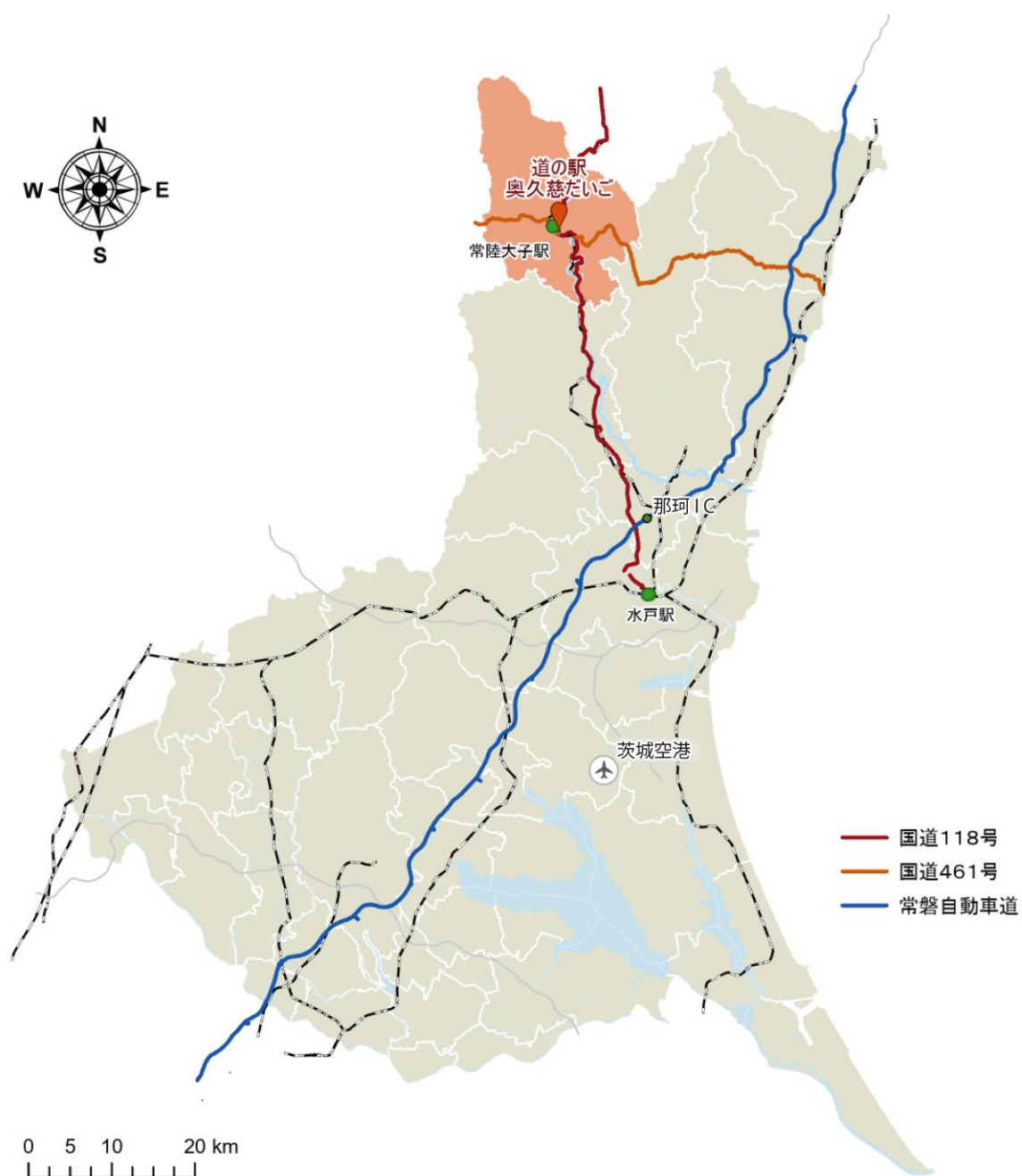
① BCP：Business Continuity Plan の略。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における業務継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。（出典：中小企業庁 HP）

1.2 道の駅奥久慈だいごについて

1.2.1 道の駅奥久慈だいごの位置

大子町は茨城県の最北西部に位置する。東京方面からは、車で常磐自動車道三郷 IC から那珂 IC を経由して国道 118 号で約 3 時間程の位置にある。

図 1-1 道の駅奥久慈だいご位置



道の駅は太子町のほぼ中央に位置している。
JR 水郡線常陸太子駅から徒歩で 10 分程度、
国道 118 号沿いに立地している。

大子町役場、大子町消防本部、大子警察署のほか病院等の主要施設が、一定の距離に位置している。

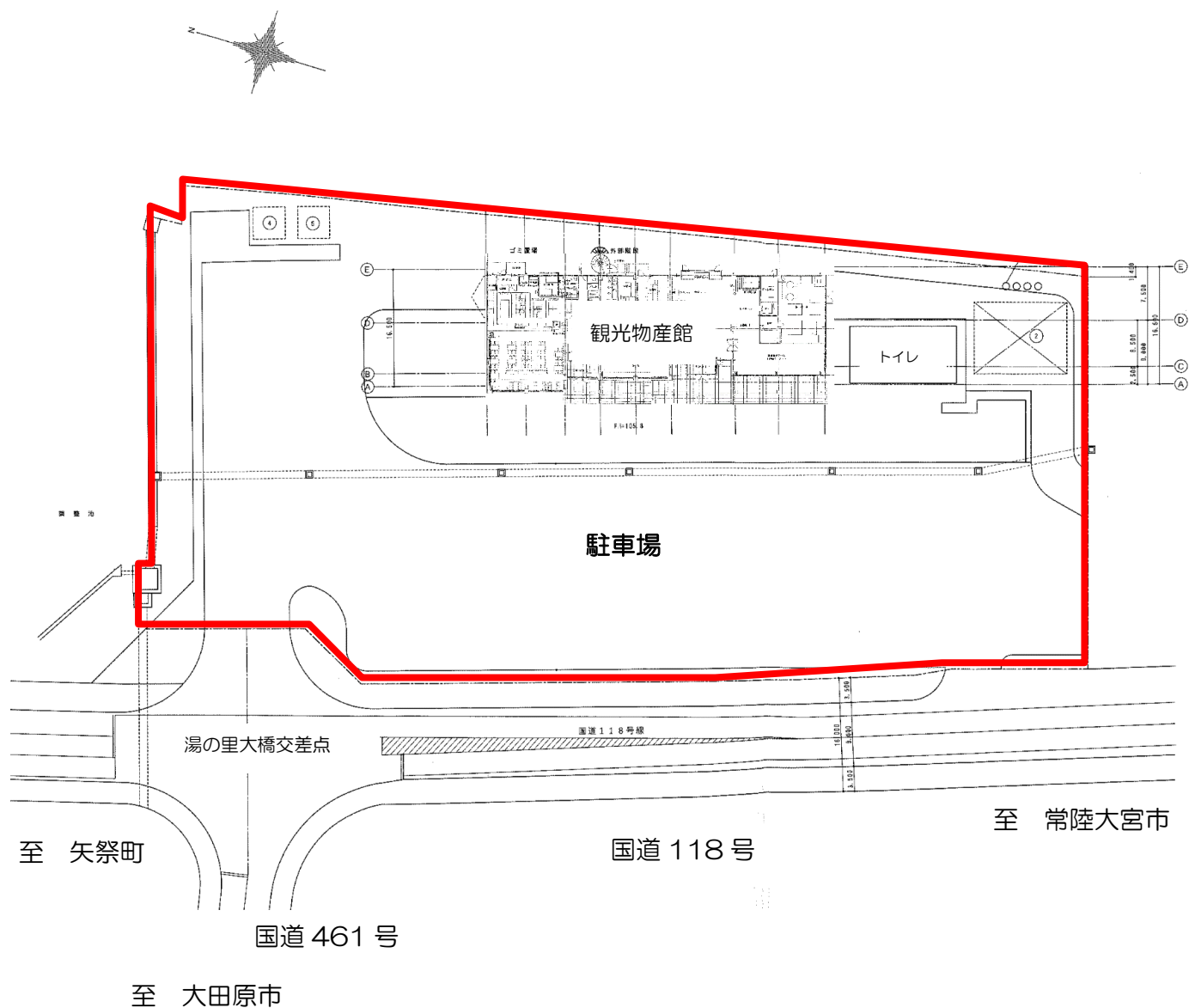


1.2.2 道の駅奥久慈だいがBCPの対象エリア

道の駅の区域は、観光物産館をはじめ駐車場等を含んでおり、これらの区域を事業継続計画の対象エリアとする。

道の駅内の「レストラン」「売店」「直売所」等、各施設のそれぞれの業務内容を考慮した上で本BCPを策定する。

図 1-2 本 BCP 対象エリア



第2章 道の駅奥久慈だいが BCP

2.1 基本方針の設定

2.1.1 基本的な考え方

本BCP策定における前提として、道の駅が①被災しており稼働不可能な場合、②被災しているが稼働可能な場合、③被災していない場合の3つの事態に区分することができる。

①及び②の被災している場合では、道の駅の安全確認と確保を優先とする。

③の被災していない場合では、早急に地域の防災拠点機能及び広域支援拠点機能の対応を可能にするよう整える。

その後、応急対策活動を行いながら大子町及び広域支援範囲等の拠点機能の早期回復に向けて活動を行う。

2.1.2 基本方針

(1) 関連計画における道の駅の位置づけ

太子町及び茨城県の関連計画における道の駅の位置づけについて整理する。

太子町地域防災計画における道の駅の位置づけ

本 編	地域の防災拠点（防災機能を有する道の駅） ・ 緊急物資の集積・分配 ・ 自衛隊・消防・警察等による救援活動等の拠点
資料編	防災組織・協力関係機関 避難場所 危険物施設（管内許可施設）

茨城県地域防災計画における道の駅の位置づけ

地震・津波災害対策編	防災拠点
風水害等対策編	—
津波災害等対策編	—
資料編	防災拠点

(2) 基本方針

1) 防災道の駅における防災拠点等の整備

道の駅の持つ機能を活かし、発災直後は地域の避難場所として貢献するとともに、広域的な被災地の復旧・復興の支援拠点として、緊急物資の集積・分配や、自衛隊・消防・警察等による救援活動等の拠点として整備する。

2) 道の駅奥久慈だいて

広域的な防災拠点に位置づけられる防災道の駅として選定されており、町と道路管理者の役割分担等を定めた本BCPを策定するとともに、防災拠点としての役割を果たすための重点的な整備を進める。

2.2 運用体制

2.2.1 運用体制

道の駅は、災害発生時に自治体の防災拠点としての機能発揮が求められるため、道の駅管理運営者、道の駅設置者及び道路管理者等の連携体制を構築する。

なお、情報伝達が円滑にできるよう訓練を定期的に行う必要がある。

(1)関係者の主な役割

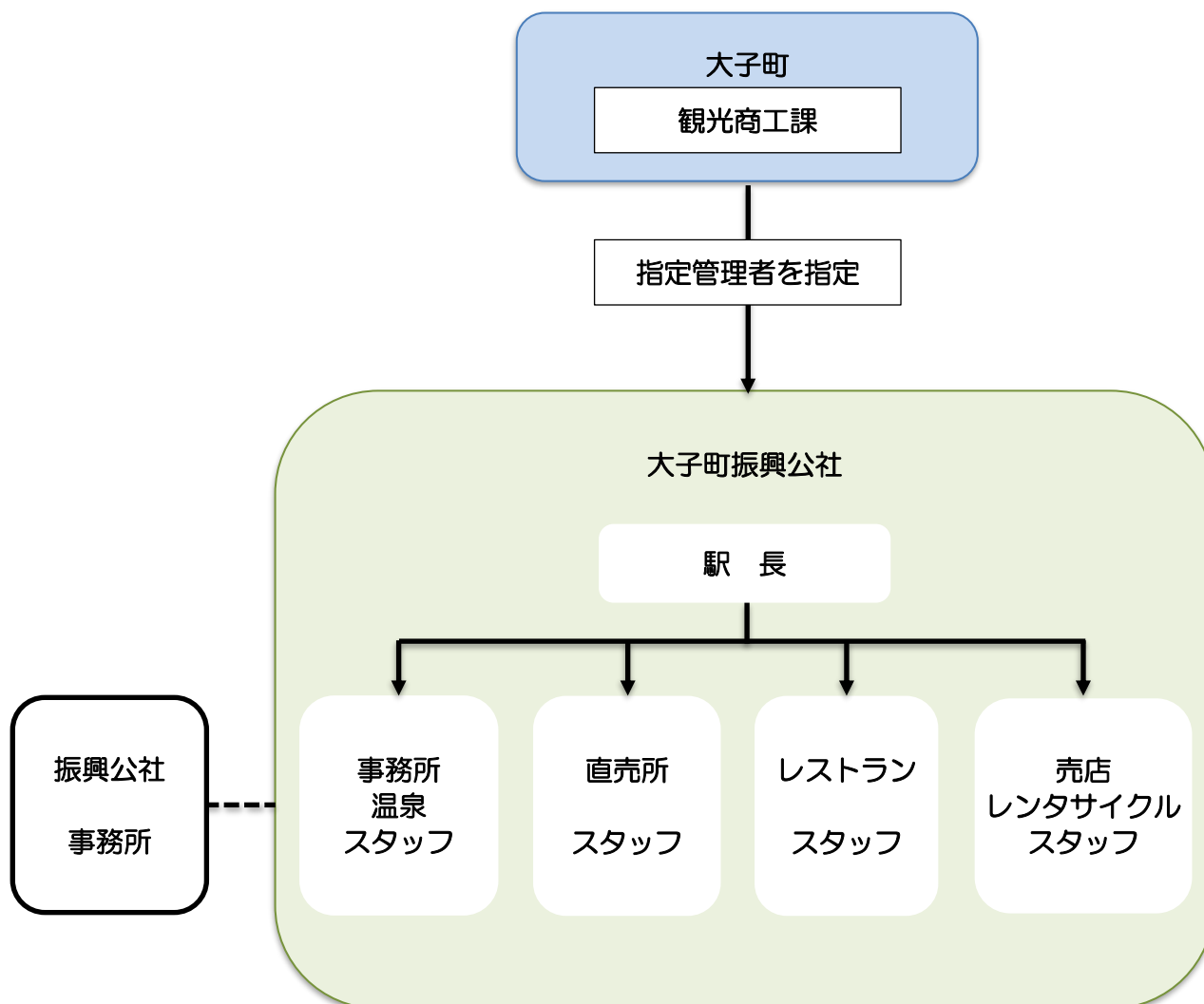
表 2-1 本 BCP 運用に向けた関係者の主な役割

主体	主な役割
道の駅管理運営者 (大子町振興公社)	- 道の駅内での陣頭指揮を行い、行動計画に基づく重要業務を遂行する。 - 大子町、道路管理者及びインフラ組織等との行動連携を図る。
道の駅設置者 (大子町)	- 道の駅管理運営者との行動連携を図る。 - 道路管理者との相互連携を図る。 - 火災や事故等に関して、消防・警察との連絡・調整を行う。 - 広域被災時において、茨城県との連絡・調整を行う。
道路管理者	道の駅管理運営者との行動連携、大子町との相互連携を図る。
茨 城 県	広域被災時において、大子町との連絡・調整を行い、自衛隊及び国土交通省（TEC-FORCE）に対して要請を行う。
自 衛 隊	広域被災時において、茨城県の要請を受け支援を行う。
国土交通省 (TEC-FORCE)	広域被災時において、茨城県又は大子町の要請を受け支援を行う。
消防・警察	火災や事故等に関して、大子町との連絡・調整を行う。
電気・ガス・水道・ 通信等のインフラ組織	発災時のインフラ確保に関して、道の駅管理運営者の支援連携を行う。
取引会社	発災時の商品・調達先確保に関して、道の駅管理運営者の支援連携を行う。

(2)運用管理体制

通常時の運営管理に係る体制・体系を示す。

図2-1 通常時の運用管理体制

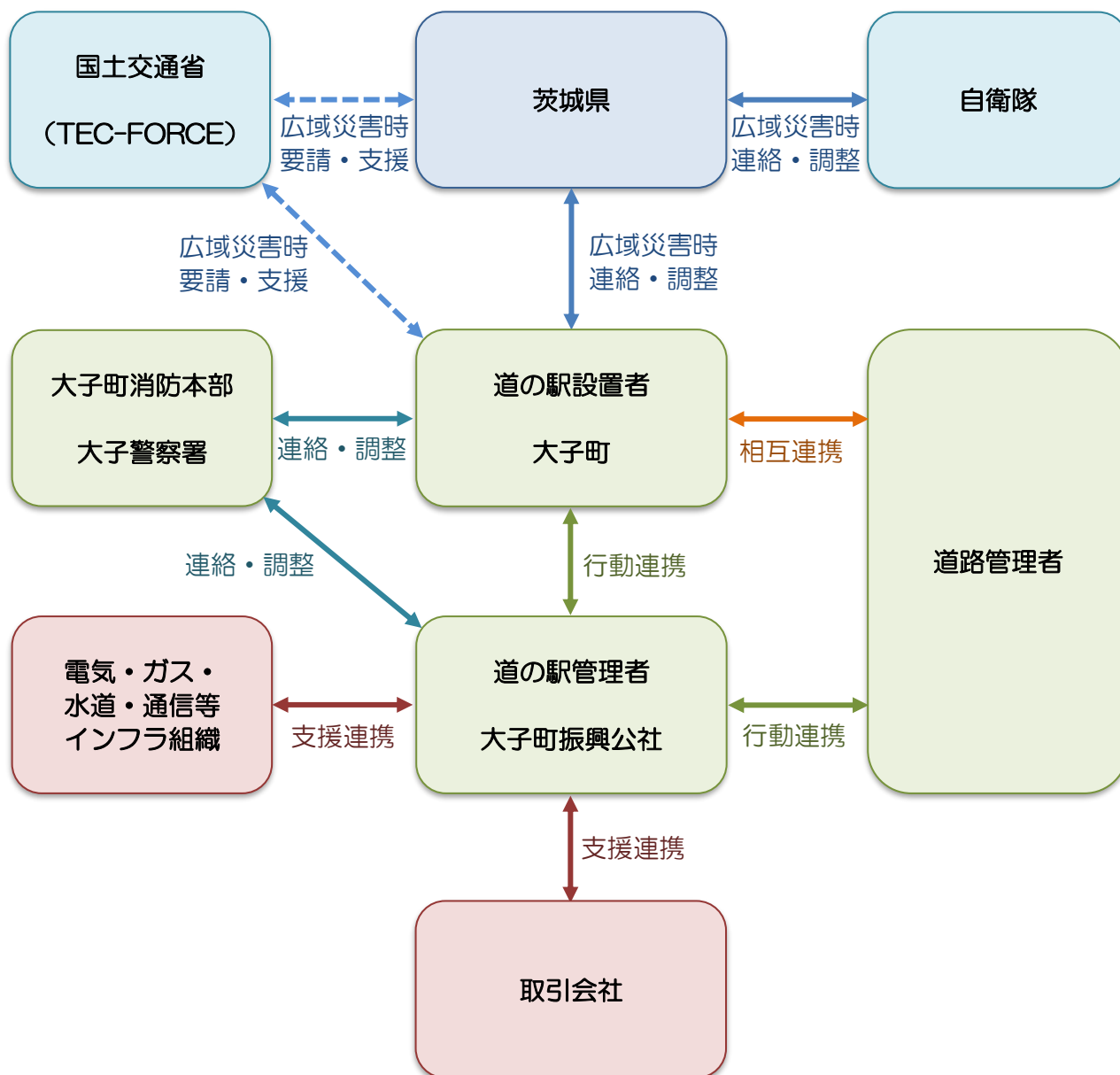


(3)運用管理体制

災害時における運用は、下記の体制とする。

管理運営者である大子町振興公社は、道の駅設置者である大子町と連携し、災害発生時の初動対応を行う。

図2-2 非常時の運用体制



2.3 危機事象・被害状況の想定

2.3.1 危機事象

危機事象として、道の駅に係る施設や設備が使えなくなることや、従業員等が出社できなくなる事態が発生する大規模な災害等の発生を想定する。「太子町地域防災計画」に記載されている「町災害対策本部の設置」、「茨城県地域防災計画（R5.2）」に記載されている「現地災害対策本部の設置」が対象としている災害等について、本 BCP の対象とする。

太子町災害対策本部の設置

太子町地域防災計画

非常体制（町災害対策本部の体制）をとる基準は次のとおりとする。

1) 準備体制

- ① 災害発生の前兆があるとき
- ② 気象警報が発表されたとき
- ③ 町域で震度4を観測したとき【自動配備】
- ④ その他町長又は副町長が必要と認めたとき

2) 警戒体制

- ① 小規模の被害が予想されるとき
- ② 大雨警報（土砂災害）、洪水警報が発表されたとき
- ③ キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁 HP））により、町域内に「警戒（赤色表示）」が表示されたとき
- ④ 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想されるとき
- ⑤ 町域で震度5弱を観測したとき【自動配備】
- ⑥ その他町長又は副町長が必要と認めたとき

3) 緊急体制

- ① 中規模の被害が予想されるとき
- ② 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ③ 暴風、暴風雪、大雪の特別警報のいずれかが町域に発表されたとき
- ④ キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁 HP））により、町域内に「危険（紫色表示）」が表示されたとき
- ⑤ 避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想されるとき
- ⑥ 町域で震度5強を観測したとき【自動配備】
- ⑦ その他町長が必要と認めたとき

4) 非常体制

- ① 大規模な被害が予想されるとき
- ② 大雨特別警報が発表されたとき
- ③ キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁 HP））により、町域内に「災害切迫（黒色表示）」が表示されたとき
- ④ 緊急安全確保の発令（警戒レベル5）が検討される災害の発生が予想されるとき
- ⑤ 町域で震度6弱以上を観測したとき【自動配備】
- ⑥ その他町長が必要と認めたとき

茨城県災害対策本部の設置

茨城県地域防災計画

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、茨城県災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

ア 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合

イ 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

気象警報等の種類及び発表基準について下表に示す。これらは、暴風、大雨、大雪、高潮、波浪、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、水戸地方気象台が一般の警戒を促すため発表するものである。

表 2-2 大子町の警報・注意報発表基準

令和5年6月8日現在

発表官署／担当区域			水戸地方気象台	
府県予報区			茨城県	
一次細分区域			北部	
市町村等をまとめた区域			県北地域	
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準：23	
		土砂災害	土壌雨量指数基準：104	
	洪水		流域雨量指数基準：久慈川流域=51.8、押川流域=17.5、 八溝川流域=17.7、中郷川流域=5.9、 初原川流域=9.4	
			複合基準 ^{※1} ：久慈川流域=（7，51.1） 押川流域=（8，15.7） 八溝川流域=（8，17.7）	
	暴風		平均風速：20m/ s	
	暴風雪		平均風速：20m/ s 雪を伴う	
	大雪		12 時間降雪の深さ 10cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準：9		
		土壌雨量指数基準：71		
	洪水		流域雨量指数基準：久慈川流域=39.3、押川流域=14、 八溝川流域=14.1、中郷川流域=4.7、 初原川流域=7.5	
			複合基準 ^{※1} ：久慈川流域=（5，39.3）、押川流域=（8，14）、 八溝川流域=（5，14.1）、初原川流域=（7，6）	
	強風		平均風速：12m/ s	
	風雪		平均風速：12m/ s 雪を伴う	
	大雪		12 時間降雪の深さ 5cm	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視程：100m	
	乾燥		最小湿度 40%で、実効湿度 60%準 ^{※2}	
	低温		夏期：最低気温 15℃以下が 2 日以上継続 冬期：最低気温-7℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下	
着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量：100mm 以上	

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

※2 湿度は水戸地方気象台の値。

出典：気象庁ホームページ

(1)土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水想定区域等

	D	E	
--	---	---	--

(2)地震

茨城県地震被害想定調査報告書（H30.12）に基づき、本 BCP の対象エリアの被害を想定する。

茨城県で備えるべき想定地震は以下の状況である。

表2-3 茨城県で備えるべき想定地震

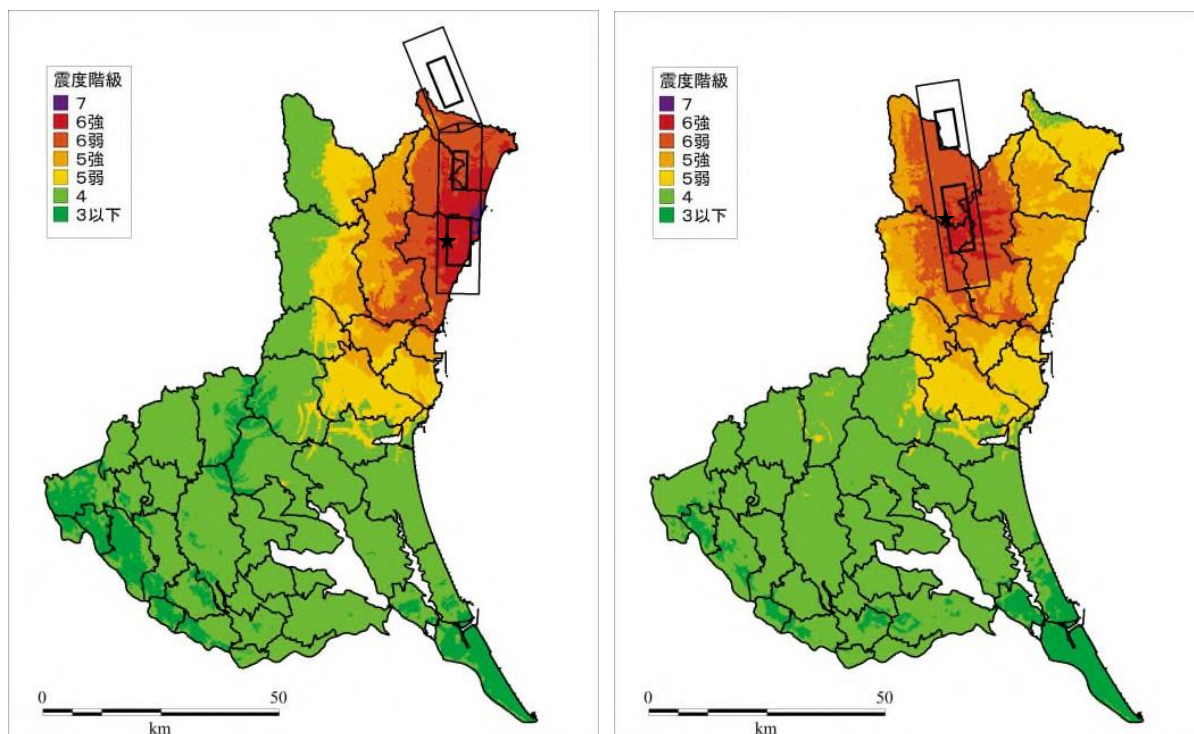
N o	地震名	地震規模	想定 の 観点	地震動 評価法	参考モデル
1	茨城県南部の地震 （茨城県南部）	Mw7.3	首都直下の M7 クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	詳細法	内閣府 (2013)
2	茨城・埼玉県境の地震 （茨城・埼玉県境）	Mw7.3			内閣府 (2013)
3	F 1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震 （F 1 断層）	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害		原子力 規制委員会 審査会合資料など
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震 （棚倉破砕帯）	Mw7.0			
5	太平洋プレート内の地震（北部） （太平洋プレート（北部））	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害		地震調査委員会 会長期評価部会での議論
6	太平洋プレート内の地震（南部） （太平洋プレート（南部））	Mw7.5			
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 （茨城県沖～房総半島沖）	Mw8.4	津波による被害	簡便法	茨城県 (2012)

Mw（モーメントマグニチュード）：中規模以上の地震においてエネルギー量を表す指標値

出典：茨城県

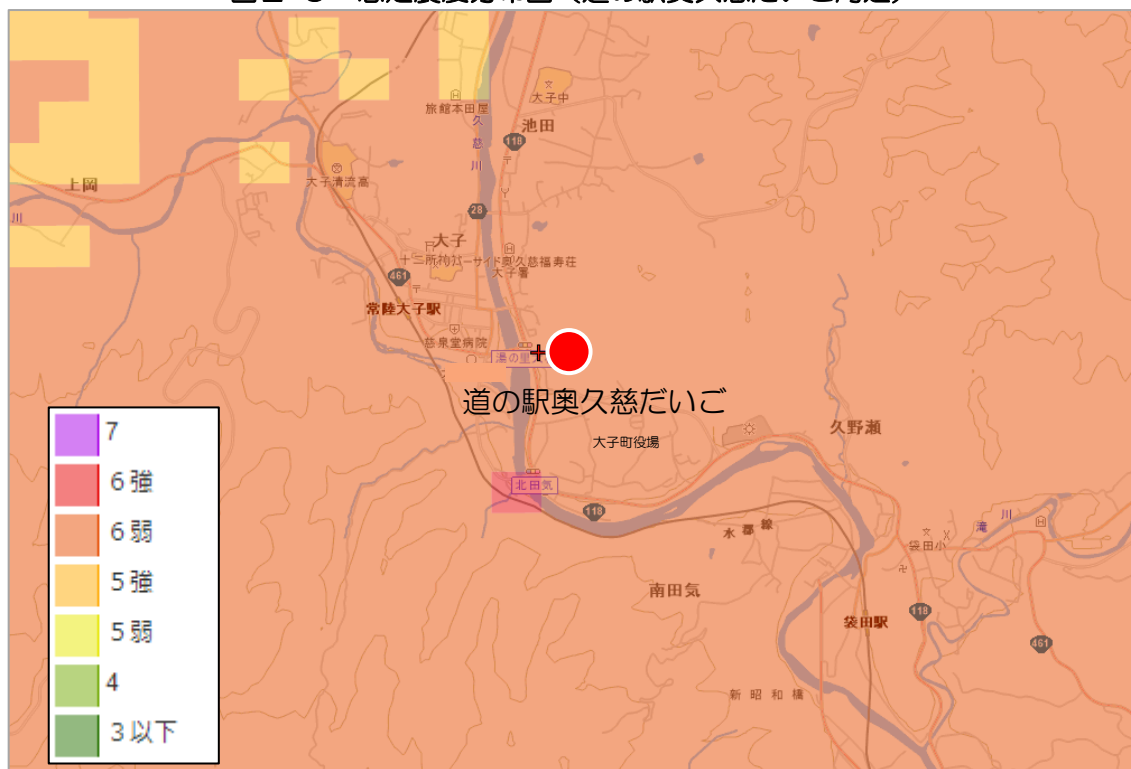
太子町における被害規模及び発生確率がともに大きい棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震（棚倉破砕帯）を震源とする震度分布を示す。

本 BCP の対象エリアは震度6弱と想定されている。



出典：太子町地域防災計画

図2-5 想定震度分布図（道の駅奥久慈だいが周辺）



出典：茨城県震度予測マップ

2.4 重要業務の抽出

2.4.1 大規模災害発生時の重要業務

重要業務は、初動対応と道の駅の有する防災拠点機能を踏まえた災害の応急対策活動に関する業務を下表に整理する。

表 2-4 重要業務一覧

項目	重要業務	道の駅の状況		業務の概要	管理運営者	基本的な考え方
		被災なし	被災あり			
初動対応 (3時間以内に開始)	安否確認	○	○	来訪者・従業員の安否確認	◎	・道の駅区域内をくまなく点検し、来訪者や従業員の安否を速やかに確認 ・夜間等営業時間外の場合は、道の駅緊急連絡網にて従業員の安否確認
		△	○	負傷者の救助・救護	◎	・発災により負傷者が発生した場合は、状況に応じた適切な処置を実施 ・救急を要する場合は、速やかに 119 番通報
	二次災害の防止	○	○	建物・設備等の被災状況の確認	◎	・来訪者の避難誘導、避難者の受入れ等を安全に実施するための建物や設備等の点検
		-	○	消火活動	◎	・火災が発生した場合は、速やかに 119 番通報し、迅速な初期消火による延焼防止
	災害用設備の起動等	-	△	非常用発電機の起動	○	・各設備の電源確保（手動対応）
		-	△	災害用トイレの設置	△	・既存トイレの状況に応じて手配
	避難場所の受入準備	△	△	避難場所の受入準備	□	・状況に応じて避難者の受入準備
	避難場所への誘導・受入れ	△	△	避難場所への誘導・受入れ	□	・避難者を速やかに避難場所に誘導、外部からの避難者の受入れ
	災害用備蓄品の搬入・配布	□	△	災害用備蓄品の搬入	-	・災害用備蓄品の搬入
				災害用備蓄品の避難者への配布	○	・避難者への食料や飲料水等の配布
応急対策活動	関係機関や避難者への 情報発信・共有	○	○	関係機関への情報発信・共有	○	・道の駅区域内の人的被災、施設被災及び避難状況を大字町や関係機関へ情報発信、共有
		○	○	避難者への情報発信・共有	○	・道の駅区域内の避難者へ、現在の状況の周知
					△	・道の駅区域内の避難者へ、駐車車両の移動などの協力要請
					○	・道の駅利用者へ、現在の状況の周知
		○	○	周辺住民への状況提供	△	・道の駅周辺の地域住民へ、現在の状況提供
	緊急活動のスペース等の確保等	□	□	緊急活動スペースの点検	□	・発災後の近隣地域の救援活動等に資する活動拠点スペースの点検
		□	□	緊急活動スペースの確保	-	・活動拠点スペースの確保
		□	□	災害活動車両の駐車スペースの点検	□	・発災後の緊急活動に資する車両駐車スペースの点検
		□	□	災害活動車両の駐車スペースの確保	-	・活動車両駐車スペースの確保
		□	□	災害用備蓄スペースの点検	□	・発災後の緊急活動に資する備蓄スペースの点検
		□	□	災害用備蓄スペースの確保	-	・備蓄スペースの確保
		□	□	災害用備蓄品の確保・搬入	-	・緊急活動に資する災害用備蓄品の確保や搬入
事業再開 への取組み	食料品等の早期販売再開	○	○	再開に向けた対応	○	・建物や設備等の被災状況をふまえて、「何を」「どのように」再開するか検討
		○	○	人員、スペース、商品の確保	○	・食料品等の販売再開をするための人員やスペース、商品を確保
		-	○	建物・設備の修理等手配	○	・大字町や関係機関へ被災状況を報告し、以後の対応を検討

○：実施 ◎：実施とりまとめ △：状況によって実施 □：要請があれば実施 -：大字町対応

2.4.2 感染症の予防や拡大防止対策

感染症の流行や拡大が懸念される状況下でも、社会の安定に必要な道の駅の機能を維持するための対策を下表に整理する。

重要業務	業務の概要	基本的な考え方
感染症の予防や 拡大防止対策	感染症の予防や拡大防止対策の実施	・健康管理や衛生管理、各施設の消毒等を徹底し、感染症予防や拡大を防止
	体調不良者の隔離と保健所への連絡や救急救援要請	
	担当施設の消毒	

【具体的な内容】

■ビニールシートの設置

- ・ビニールシートを設置し、飛沫感染のリスクを避ける

■キャッシュトレイの利用

- ・キャッシュトレイを利用し、金銭授受の際の接触を極力避ける

■ソーシャルディスタンスの確保

- ・レジ前の床に一定の距離を保つ目印をつけて密集を避ける

■その他

- ・従業員のマスク着用・お客様用消毒液の設置
- ・お客様用消毒液の設置
- ・施設内換気対策
- ・施設内消毒
- ・イベントの中止
- ・店内での飲食禁止
- ・レストラン等の座席間隔の確保
- ・温泉施設の消毒

2.5 必資源の現状把握

2.5.1 人的資源(参集可能人員)

道の駅における災害が発生した場合の参集可能人員を示す。

表2-5 参集可能人数（営業時間内）

単位：人

部門	通常勤務	発災後 1 時間	発災後 3 時間	発災後 6 時間	発災後 12 時間
事務所 (温泉施設兼務)	1	1	2	2	2
直売所	2	8	8	10	10
レストラン	4	4	8	8	9
売店 (レンタサイクル兼務)	3	3	3	3	3
清掃	1	1	2	2	2
計	11	17	23	25	26

表2-6 参集可能人数（営業時間外）

単位：人

部門	発災後 1 時間	発災後 3 時間	発災後 6 時間	発災後 12 時間
事務所 (温泉施設兼務)	1	2	2	2
直売所	8	8	10	10
レストラン	3	8	8	9
売店 (レンタサイクル兼務)	1	2	3	3
清掃	1	2	2	2
計	15	22	25	26

2.5.2 物的資源(ライフライン等のバックアップ)

ライフライン等を示す。

(1)道の駅

ライフライン	対象	バックアップ	備蓄量	備考（管理区域）
電力	施設	非常用電源 1		
ガス	施設			
飲料水 生活水	施設・避難者	受水槽 1	27.5 m ³ （有効容量）	
携帯電話	施設・避難者			
公衆電話	施設・避難者	2		
Wi-Fi	施設・避難者	フリーWi-Fi 1		
衛星電話	施設			

(2)大子町

品名	規格	数量	物品等保管場所
給水タンク	500L	8	旧土木倉庫
備蓄食糧	アルファ化米	1,000	役場防災倉庫
備蓄食糧	缶入りパン	500	役場防災倉庫
飲料水	PET500ml	2,700	役場防災倉庫
給水袋	10L用	900	書庫（1F倉庫）
放射線量計	HORIBA製	5	総務課
放射能測定装置	TS150Bベクトルモニター	1	倉庫棟放射能検査室
避難誘導サイン	駅前W1200×H900	5	町内各駅周辺
避難誘導サイン		100	東電柱
非常電源（庁舎）	184KVA 重油 キュービクル式	1	役場西側敷地内
非常電源（可搬式）	100V 40A 4.0KVA ガソリン 単相	1	役場防災倉庫
非常電源（可搬式）	100V 55A 5.5KVA ガソリン 単相	1	役場防災倉庫
非常電源（可搬式）	100V 1.6KVA ガソリン 単相	2	役場防災倉庫
IP 無線機	IP502H(docomo,au)	10	総務課
IP 無線機	IP501H(docomo,au)	10	総務課
親局用衛星無線機	IC-SAT100M	1	総務課
携帯型衛星無線機	IC-SAT100	8	総務課
IP 衛星連携中継装置	VE-PG4	1	総務課

R6 年 大子町地域防災計画より

第3章 重要業務の行動計画

3.1 重要業務の行動計画の目的

「2.4 重要業務の抽出」で抽出した重要業務（初動対応と道の駅の有する防災拠点機能を踏まえた災害の応急対策活動に関する業務）を対象に、発災後の被害や影響を踏まえた行動計画を策定することにより、安全性を確保した上での災害対応及び事業再開活動が可能になる。

3.2 重要業務の開始目標時間

重要業務の開始目標時間を示す。

優先度	開始目標時間	重要業務	業務の概要	発生直後～3 時間	応急対策～2 日	復旧復興～2 週間
高 低	【初動対応】 概ね 3 時間以内	安否確認	来訪者・従業員の安否確認	発災 20 分以内		
			負傷者の救助・救護	発見後 10 分以内、119 番通報は速やかに		
		二次災害の防止	建物・設備等の被災状況の確認	安否確認対応後、避難誘導後 30 分以内		
			消火活動	発見後速やかに 119 番通報、初期消火 5 分以内		
		災害用設備の起動等	非常用発電機の起動（手動）	状況に応じて速やかに		
			災害用トイレの設置	発災 30 分以内に手配、180 分以内に設置		
		避難場所の受入準備	避難場所の受入準備※	災害が発生又は予想される場合は、直ちに		
		避難場所への誘導・受入れ	避難場所への誘導、受入れ	避難場所受入体制整い次第、20 分以内に誘導		
		災害用備蓄品の搬入・配布	災害用備蓄品の搬入※・避難者への配布	発災 120 分以内に搬入、180 分以内に配布		
	【応急対策活動】 概ね 1 日以内	関係機関や避難者等への情報発信・共有	大子町や関係機関への情報発信・共有	発災 60 分以内、その後随時		
			避難者、道の駅利用者及び周辺住民への情報発信	発災後適宜		
		緊急活動のスペース確保等	緊急活動スペース・活動車両駐車スペースの点検		発災 1 日以内	
			緊急活動スペース・活動車両駐車スペースの確保※		発災 1 日以内	
			災害用備蓄スペースの点検		発災 1 日以内	
			災害用備蓄スペースの確保・災害用備蓄品の確保・搬入※		発災 1 日以内	
		【事業再開への取組】 概ね 3 日以内	食料品等の早期販売再開に向けた対応		発災 3 日以内	
			食料品・生活必需品の早期販売再開		発災 3 日以内	
			建物・設備の修理等手配		発災 3 日以内	
優先度	開始目標時間	重要業務	業務の概要	発生直後～3 時間	応急対策～2 日	復旧復興～2 週間
都度	【感染症の予防や 拡大防止策】 その都度 （継続的に対応）	感染症の予防や拡大防止対策	感染症の予防や拡大防止対策の対応	発災後速やかに開始		
			体調不良者の隔離と保健所への連絡や救急救援要請	発災後速やかに開始		
			担当施設の消毒	発災後速やかに開始		

※：大子町が対応

3.3 重要業務の行動計画

3.3.1 【初動対応】安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動

(1) 来訪者・従業員の安否確認

業 務 名	来訪者・従業員の安否確認		
業務の概要	地震等災害発生後、安全を確保しながら道の駅区域内をくまなく点検し、来訪者・従業員の安否を速やかに確認する		
責 任 者	駅長	実施体制	基本は、それぞれ各自の所属施設を確認し、温泉浴場・駐車場・トイレは出勤者で割り当て
目標時間	発災後、速やかに開始し、概ね 20 分以内に完了		
役割及び実施内容	駅長 ①安否確認の指示 ②各部門からの報告を集約 ③被害チェックリスト（様式-5）に情報集約 ④不足部分の補完 各部門スタッフ ①部門従業員の安全の相互確認 ②部門担当エリア巡回・安全確認 ③人的被災状況を駅長に報告		
関連様式	・従業員緊急時連絡網（様式-1） ・各部門担当エリア図（様式-2） ・被害チェックリスト（様式-5）		
課 題	・出勤者による柔軟な対応が必要		

(2) 負傷者の救助・救護

業 務 名	負傷者の救助・救護		
業務の概要	発災により負傷者が発生した場合、症状に応じて、可能な範囲で応急処置を実施 救急を要する場合は速やかに救助・救援を要請する		
責 任 者	駅長	実施体制	出勤者で割り当て
目標時間	負傷者発見後、速やかに開始し、概ね 10 分以内に完了		
役割及び 実施内容	駅長 ①被害チェックリスト（様式-5）に情報集約 ②不足部分の補完 各部門スタッフ ①軽傷者応急措置 ②中・重傷者は救急に通報 ③処置結果を駅長に報告 ※必要に応じ、来訪者の協力を仰ぐ		
関連様式	・被害チェックリスト（様式-5） ・災害時連絡先一覧（様式-6）		
課 題	出勤者や来訪者の協力などによる柔軟な対応が必要		

(3)二次災害の防止(建物・設備の被災状況の確認)

業 務 名	建物・設備の被災状況の確認		
業務の概要	発災後の建物点検、およびライフライン等の損傷による火災等の二次災害の防止を目的とした設備点検		
責 任 者	駅長	実施体制	出勤者で割り当て
目標時間	人的被害確認、救急救命対応、来訪者避難誘導後、概ね 30 分以内に完了		
役割及び 実施内容	駅長 ①被害チェックリスト（様式-5）に情報集約 各部門スタッフ ①部門担当エリア巡回・被災確認 ②被災状況を駅長に報告		
関連様式	・各部門担当エリア図（様式-2） ・被害チェックリスト（様式-5）		
課 題	出勤者による柔軟な対応が必要		

(4)二次災害の防止(消火活動)

業 務 名	消火活動		
業務の概要	火災が発見されたとき、迅速な初期消火により延焼を防止 状況により 119 番通報		
責 任 者	駅長	実施体制	出勤者で割り当て
目標時間	火災発見後、速やかに開始し、概ね 5 分以内に完了		
役割及び 実施内容	駅長 ①被害チェックリスト（様式-5）に情報集約 ②状況により、119 番通報 各部門スタッフ ①発生現場を駅長に報告 ②初期消火活動実施		
関連様式	・被害チェックリスト（様式-5）		
課 題	消火器の使用訓練が必要		

(5)災害設備の起動(災害用トイレの設置)

業 務 名	災害用トイレの設置		
業務の概要	施設トイレが使用不能となった場合、一時避難者へのトイレ使用環境の早期提供		
責 任 者	駅長	実施体制	出勤者で割り当て
目標時間	発災後、概ね 120 分以内に完了		
役割及び 実施内容	道の駅運営管理者 ①必要に応じて道の駅運営管理者が主体となって設置 ②仮設トイレの手配		
関連様式	・マニュアル		
課 題	・強風時、降雨時における災害用トイレの運用 ・時間経過に伴う衛生面の悪化への対応が必要		

(6)災害設備の起動(非常用発電機の起動)

業 務 名	災害用設備の起動（非常用発電機起動）		
業務の概要	避難場所を維持するための電源確保		
責 任 者	駅長	実施体制	出勤者で割り当て
目標時間	発災後、概ね 20 分以内に完了		
役割及び 実施内容	駅長 ①停電状況に応じ発電機の起動を指示 各部門スタッフ ①発電機起動、照明器具等接続 ②必要に応じ携帯電話充電ステーション設置		
関連様式	・マニュアル		
課 題	燃料の補給		

3.3.2 【初動対応】避難場所の開設準備、避難場所への誘導・受入れ、災害用備蓄の搬出・配布

(1) 避難場所の開設準備

業 務 名	避難場所の開設準備		
業務の概要	緊急避難場所のスペース確保		
責 任 者	駅長	実施体制	出勤者で割り当て
目標時間	発災後、概ね 10 分以内に場所確保		
役割及び 実施内容	駅長 ①各部門の状況や出勤者状況を踏まえ設置の指示 各部門スタッフ 〈施設内が安全な場合〉 ①建物内の安全が確認できた場合は、避難場所として開設する。 〈施設内が安全でない場合〉 ①駐車場を避難場所として開設する。		
関連様式	・ 避難誘導経路図（様式-3）		
課 題			

(2)避難場所への誘導・受入れ

業 務 名	避難場所への誘導・受入れ		
業務の概要	来訪者全員の安全を確保しながら、避難場所（状況により建物内又は駐車場）への誘導		
責 任 者	駅長	実施体制	出勤者で割り当て
目標時間	発災後、概ね 10 分以内に場所を確保し、20 分以内に誘導完了		
役割及び 実施内容	駅長 ①設置状況を踏まえ誘導の指示 ②大子町へ報告 各部門スタッフ ①来訪者への声掛け（残存確認）、避難場所への異動希望者を誘導 ②避難者数の確認、とりまとめを駅長に報告 ③その後、大子町へ報告する。		
関連様式	・避難誘導経路図（様式-3）		
課 題			

(3)災害用備蓄の搬入・配布

業 務 名	災害用備蓄の搬入（大子町対応）、避難者への配布（短期的な備蓄の対応）		
業務の概要	来訪者への食料、飲料水等の配布		
責 任 者	駅長	実施体制	出勤者で割り当て
目標時間	発災後、概ね 120 分以内搬入、180 分以内に配布		
役割及び 実施内容	駅長 ①大子町へ飲料水・非常食配達要請 ②役場庁舎からのアクセスが難しい場合、被害チェックリストをもとに、売店、自販機コーナーの食料や飲料水の配布を指示 各部門スタッフ ①店舗や自販機の食料、飲料水の提供		
関連様式	・被害チェックリスト（様式-5）		
課 題	災害用備蓄の確保、売店の食料・飲料水の提供 災害時における各店舗の飲食物提供の協定書締結		

3.3.3 【応急対策活動】利用者や関係機関等への情報発信・共有

(1) 利用者や関係機関等への情報発信・共有、情報提供

業 務 名	関係各所への情報伝達		
業務の概要	来訪者への情報発信を行うとともに、人的被害、設備被害を関係各所に伝達・支援要請を行う		
責 任 者	駅長	実施体制	出勤者で割り当て
目標時間	発災後、概ね 60 分以内に完了		
役割及び 実施内容	駅長 ①避難者への情報発信の指示 ②「被害チェックリスト」をもとに、大子町に被災状況を伝達 各部門スタッフ ①周辺の避難場所の開設情報や災害情報等の情報伝達		
関連様式	・被害チェックリスト（様式-5） ・災害時連絡先一覧（様式-6）		
課 題			

3.3.4 【応急対策活動】緊急活動スペースの確保

(1) 緊急活動スペースの確保

業 務 名	緊急活動スペースの確保		
業務の概要	関係機関との連携に基づき、必要に応じて防災拠点スペースの確保等を行う		
責 任 者	駅長	実施体制	出勤者で割り当て
目標時間	発災後、概ね 1 日以内に完了		
役割及び 実施内容	駅長 ①緊急活動及び防災拠点スペースの点検を指示 ②太子町からの指示に従い、緊急活動及び防災拠点スペースの確保を指示 各部門スタッフ ①緊急活動及び防災拠点スペースの点検 ②緊急活動及び防災拠点スペースの車両移動誘導 ③コーン等を用いてスペース確保		
関連様式	・災害用設備配置図（様式-7）		
課 題	存置一般車両の移動対策		

3.3.5 【事業再開への取組み】食料品・生活必需品の早期販売再開

(1)食料品・生活必需品の早期販売再開

業 務 名	食料品・生活必需品の早期販売再開		
業務の概要	・二次被害の防止（建物・設備の被災状況の確認）結果を踏まえて、どのように食料品の販売を再開させるかの戦略を立案		
責 任 者	駅長	実施体制	出勤者で割り当て
目標時間	発災後、概ね3日以内		
役割及び実施内容	駅長 ①販売再開に向けて、レストラン、売店、直売所の対応方針を集約・協議 販売部門リーダー（不在時は発災時出勤者） ①建物・設備の被災状況や店舗の在庫確認 ②従業員の出勤可能状況を確認 ③営業可能時期や部分営業、仮設営業などの方法を確認・協議		
関連様式	・連絡先リスト（様式-8）		
課 題	・建物被害が大きい場合は、仮店舗等での営業再開を検討		

3.3.6 【感染症の予防や拡大防止対策】

業 務 名	感染症の予防や拡大防止対策		
業務の概要	衛生管理や健康管理、各施設の消毒等を徹底 感染者発生時の速やかな対応と感染拡大防止措置の実施		
責 任 者	駅長	実施体制	出勤者で割り当て
目標時間	随時		
役割及び 実施内容	駅長 ①感染状況等の情報集約 ②施設全体の感染対策の指示・実施 ③感染者発生時は保健所及び大子町へ報告 各部門スタッフ ①各部門のスタッフの健康管理・感染対策 ②施設の感染対策（マスク着用、消毒液の設置、清掃、換気等、国や茨城県の推奨する対策）の徹底 ③感染者発生時は駅長へ報告し、保健所の指示に従い速やかに対応する。 ※スタッフに深刻な集団感染が発生した場合 ①店舗の休業もしくは可能な範囲で営業 ②24hトイレを継続使用可能にするため、清掃・消毒を継続		
関連様式			
課 題			

第4章 持続的な改善に向けた取組方法

4.1 定期訓練

災害発生時に、迅速かつ円滑に優先業務を実施するために、関係機関を含めた防災に対する当事者意識の喚起と対応能力の向上を図るための訓練を定期的に行う。

定期訓練は、本 BCP に基づき、安否確認や被害確認、情報伝達、資機材の起動・操作等の実働訓練とする。

定期訓練は、連絡体制等の更新が必要なものを事前に更新した上で実施するとともに、アンケート等を実施し、問題点等の洗い出しを行い、本 BCP の改善に取り組む。

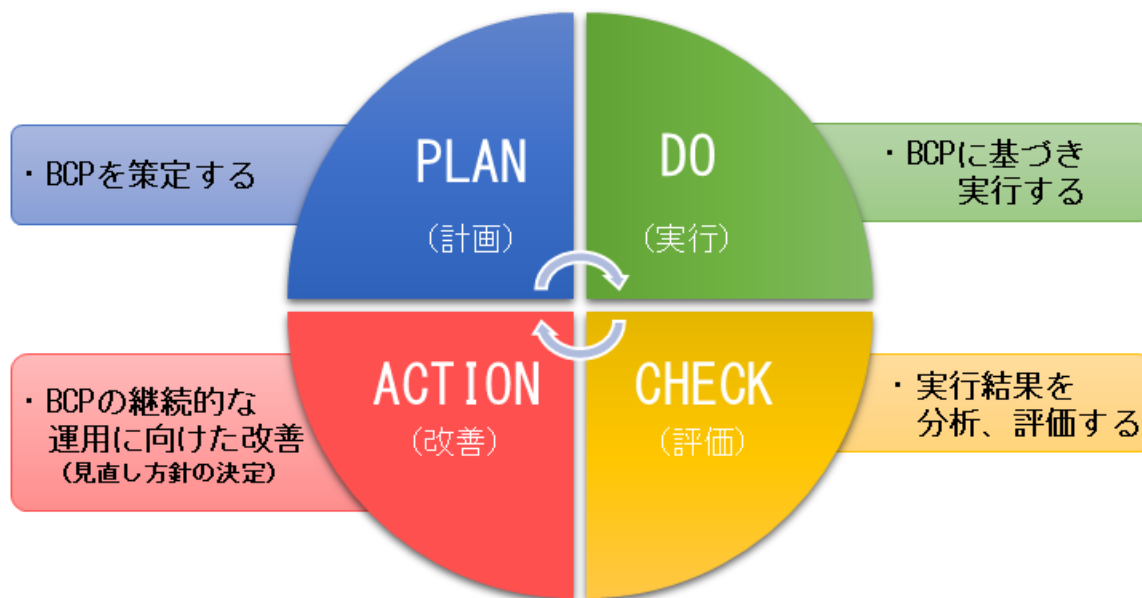
表 4-1 本 BCP の運用体制を踏まえた定期訓練の例

項目	内容例
【支援連携の定期訓練】 茨城県、大子町及び道の駅管理運営者が連携して実施する訓練	・設置者・道路運営管理者等で有する防災資機材の起動・操作訓練 ・情報伝達訓練（内外連絡確認）等
【行動連携の定期訓練】 道の駅管理運営者（大子町振興公社）とインフラ組織、警察や消防等が連携して実施する訓練	・避難、消防訓練 ・情報伝達訓練（内外連絡確認） ・避難支援等の行動計画訓練等
【管理運営者の定期訓練】	・施設職員を対象としたBCP研修・確認 ・参集訓練 ・管理運営者が有する防災資機材の起動・操作訓練 ・安否確認等の行動計画訓練等

4.2 BCP の定期的な見直し

本 BCP については、定期的な訓練や災害発生時の振り返りを通して見直すものとする。また、ハザードを想定した具体的な重要業務の追加に取り組む。

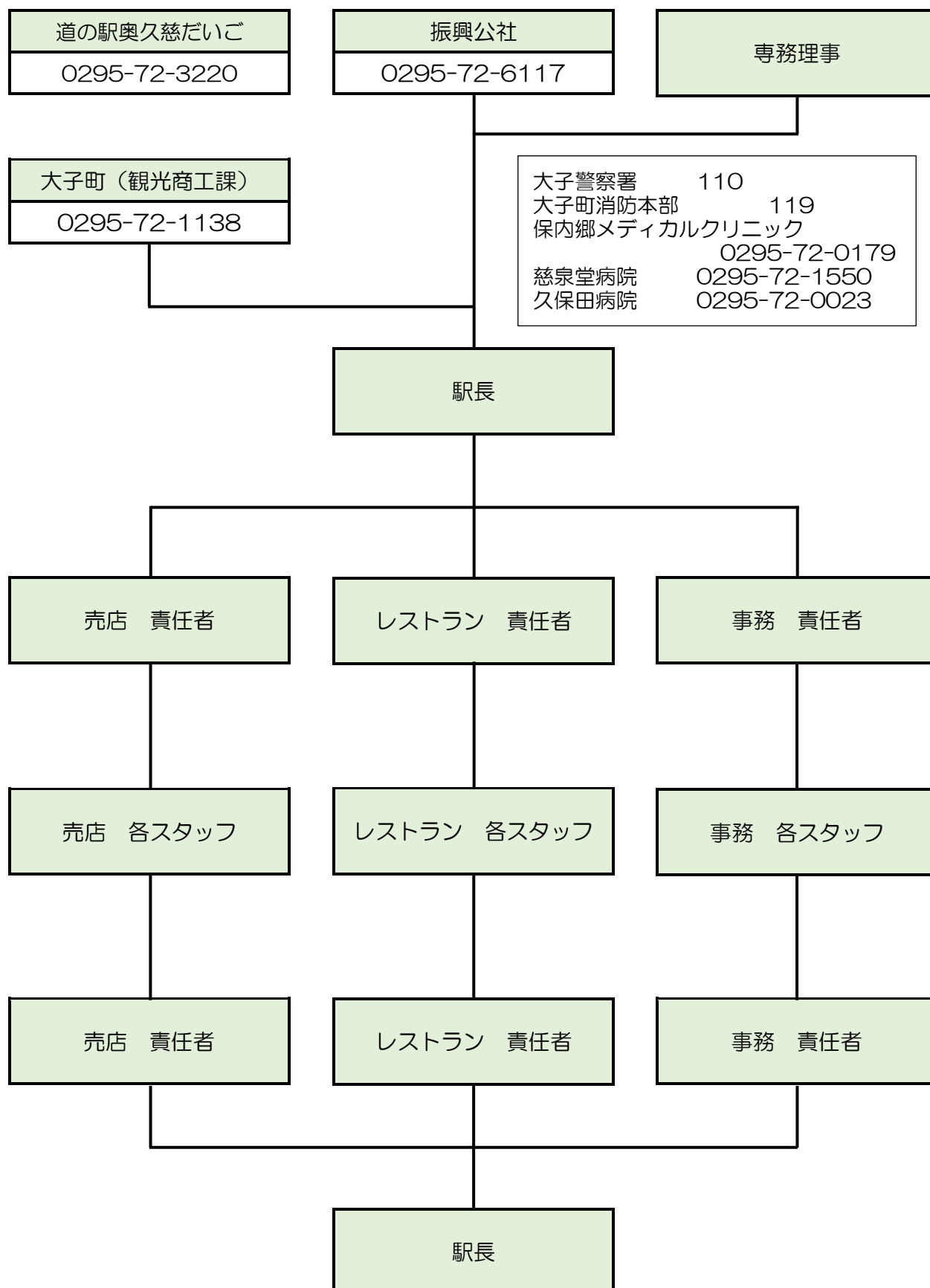
表4-1 PDCA サイクル



第5章 巻末資料

- ・従業員緊急時連絡網（様式-1）
- ・担当部門エリア図（様式-2）
- ・避難誘導経路図（様式-3）
- ・消火機材設置箇所図（様式-4）
- ・初期の被害チェックリスト（様式-5）
- ・初期の被害チェックリスト（状況記録図）（様式-6）
- ・災害時の連絡先一覧（様式-7）
- ・災害用設備配置図（様式-8）

5.1 従業員緊急時連絡網(様式-1)

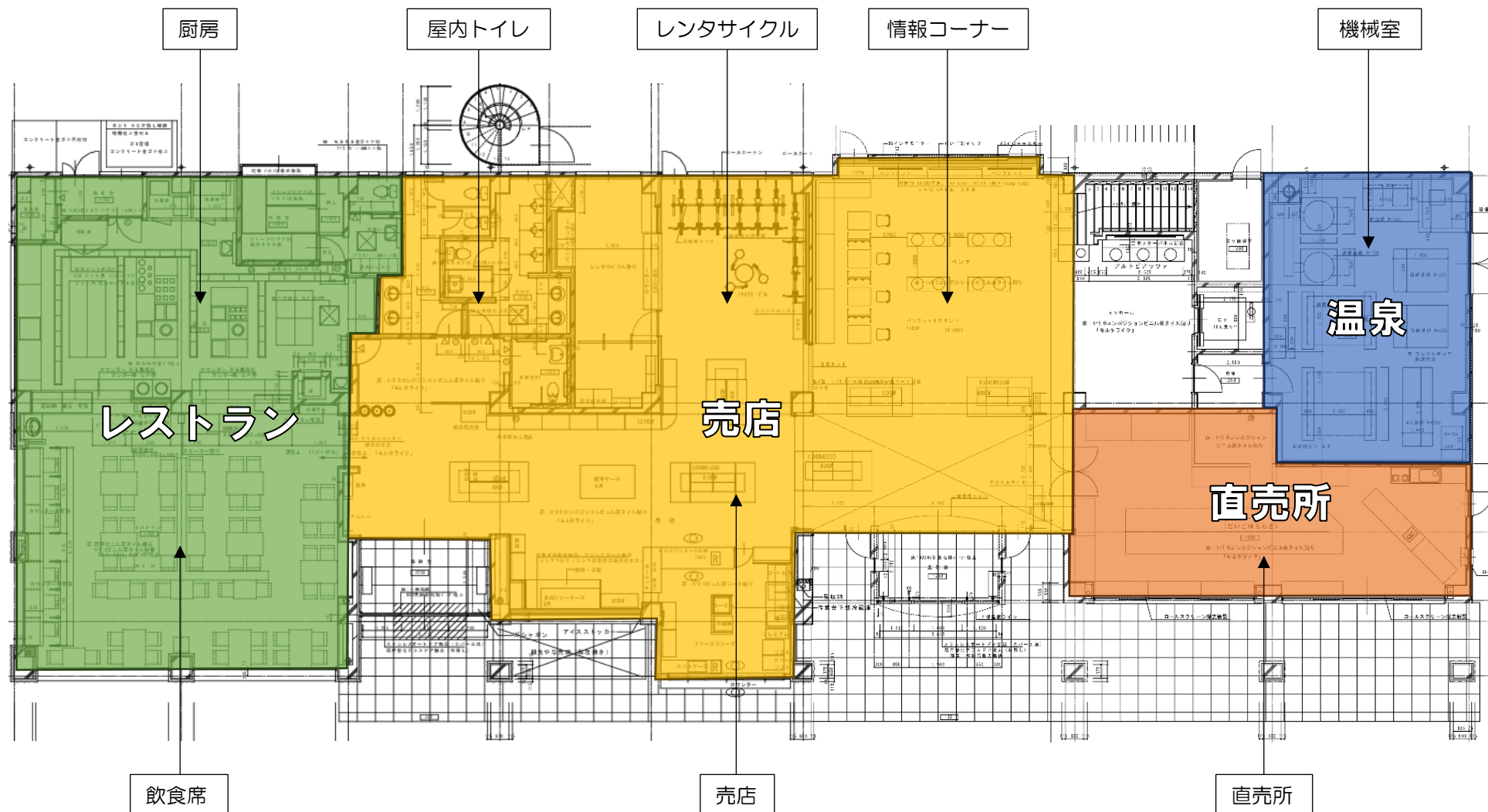


5.2 担当部門エリア図(様式-2)

【1階】

特に担当エリアは設けず、被害確認や巡回は全エリアとする。

37

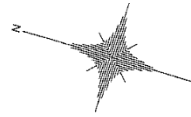


Architectural floor plan of the 1st floor of the 'Onsen' building. The plan shows various rooms including a rooftop terrace, lounge, restrooms, changing rooms, a reception area, a gallery, a research room, and a public office. A central area is labeled '温泉' (Onsen). The plan also includes structural details like columns, beams, and stairs.

Rooms and areas labeled on the plan:

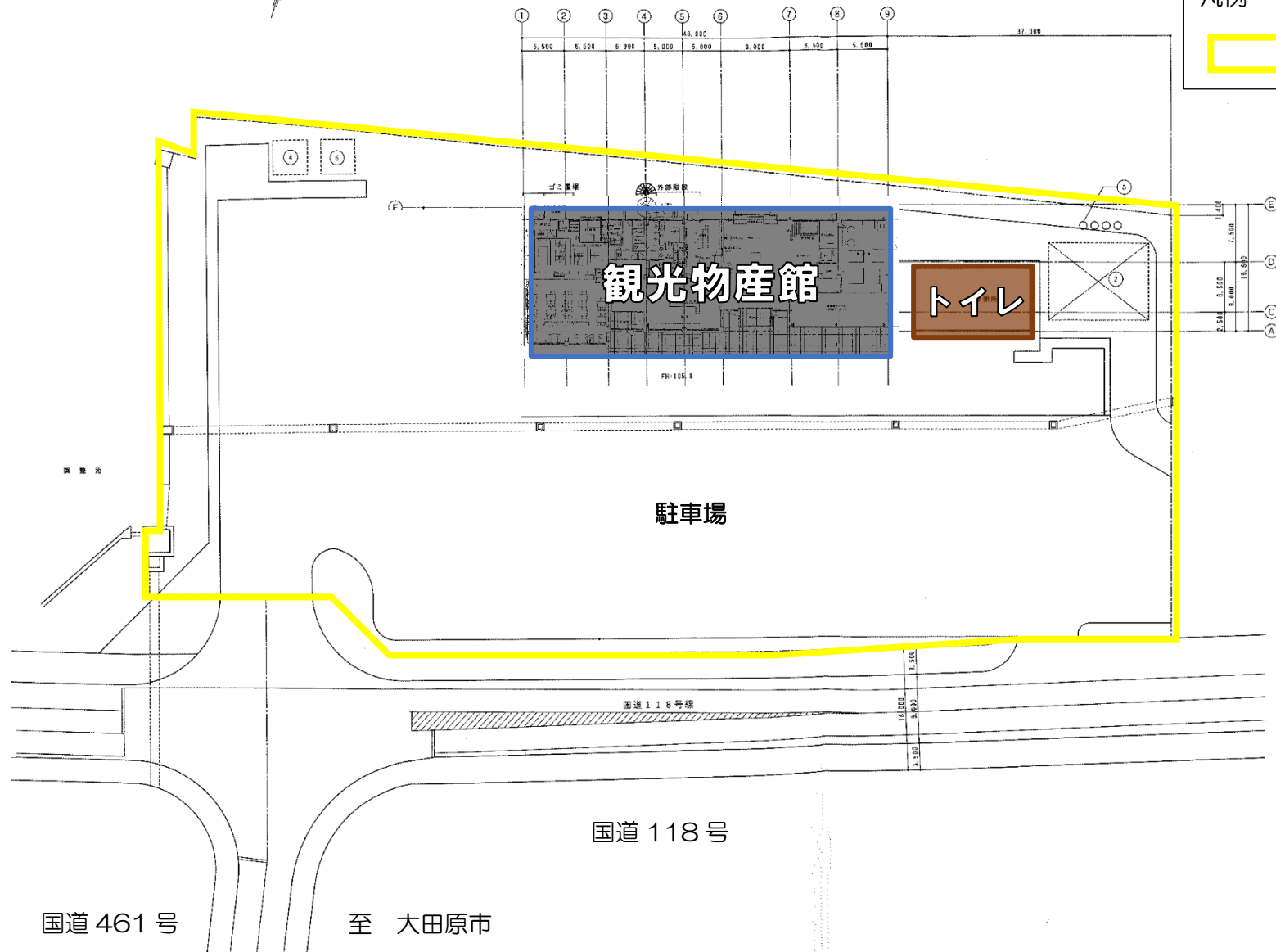
- 屋上テラス (Rooftop Terrace)
- 休憩室 自販機コーナー (Lounge Vending Machine Corner)
- 屋内トイレ (Indoor Toilet)
- 道の駅事務所 (Road Station Office)
- ギャラリー (Gallery)
- 空調機 倉庫 (Air Conditioning Machine Warehouse)
- 温泉 (Onsen)
- 研究室 (Research Room)
- 振興公社事務所 (Public Office)
- 更衣室・浴室 (Changing Room/Bath)
- 屋上 (Rooftop)

【屋外】



凡例

 道の駅区域

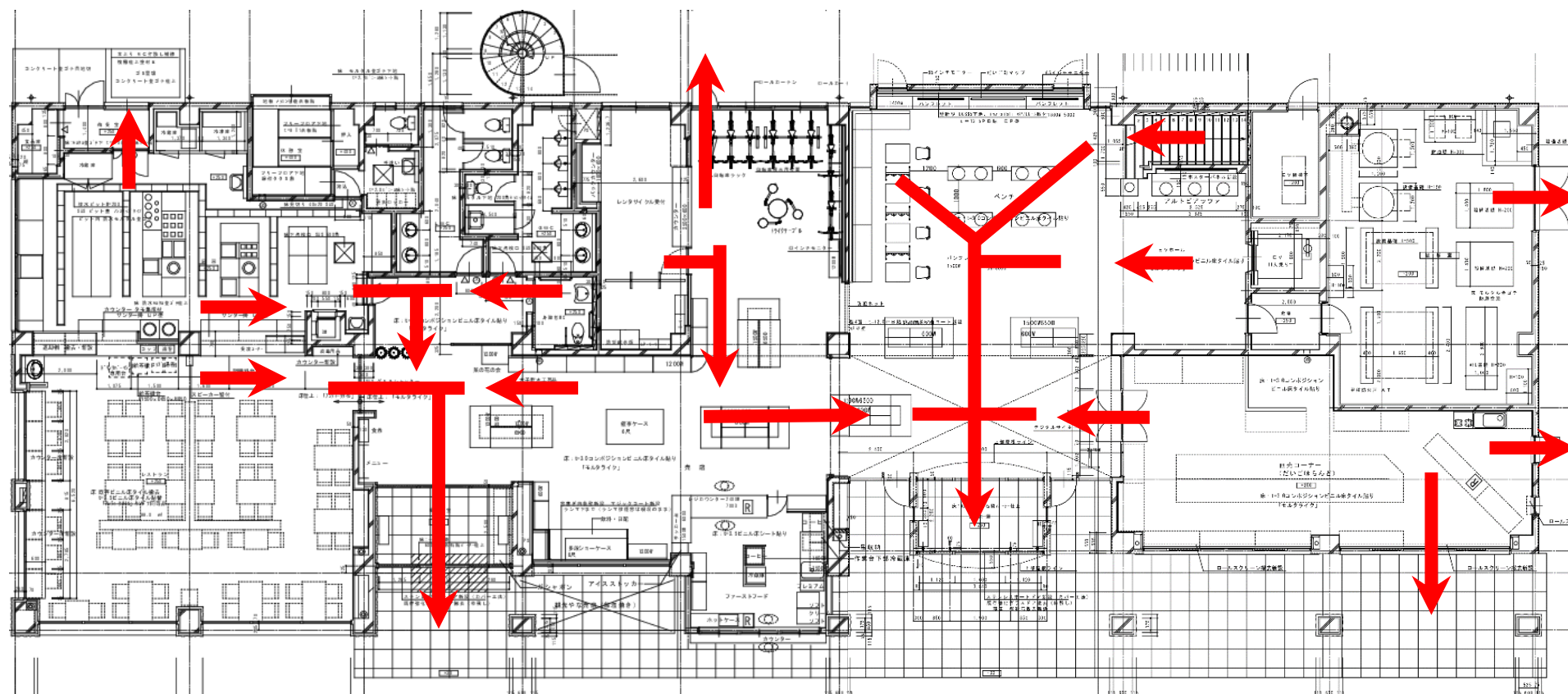


5.3 避難誘導経路図(様式-3)

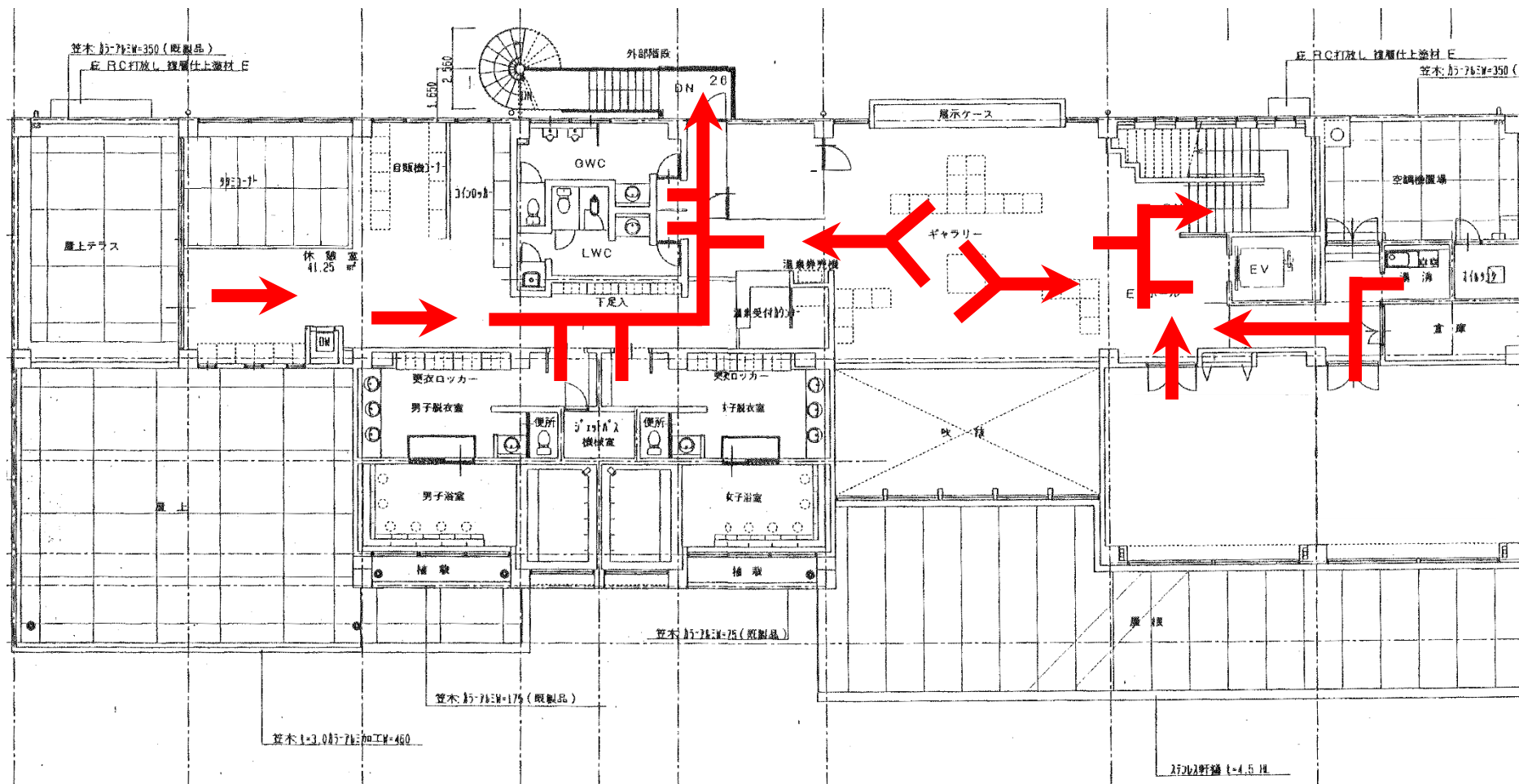
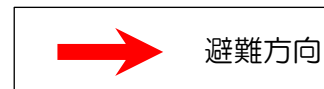
【1階】

駐車場への誘導を基本とする

→ 避難方向

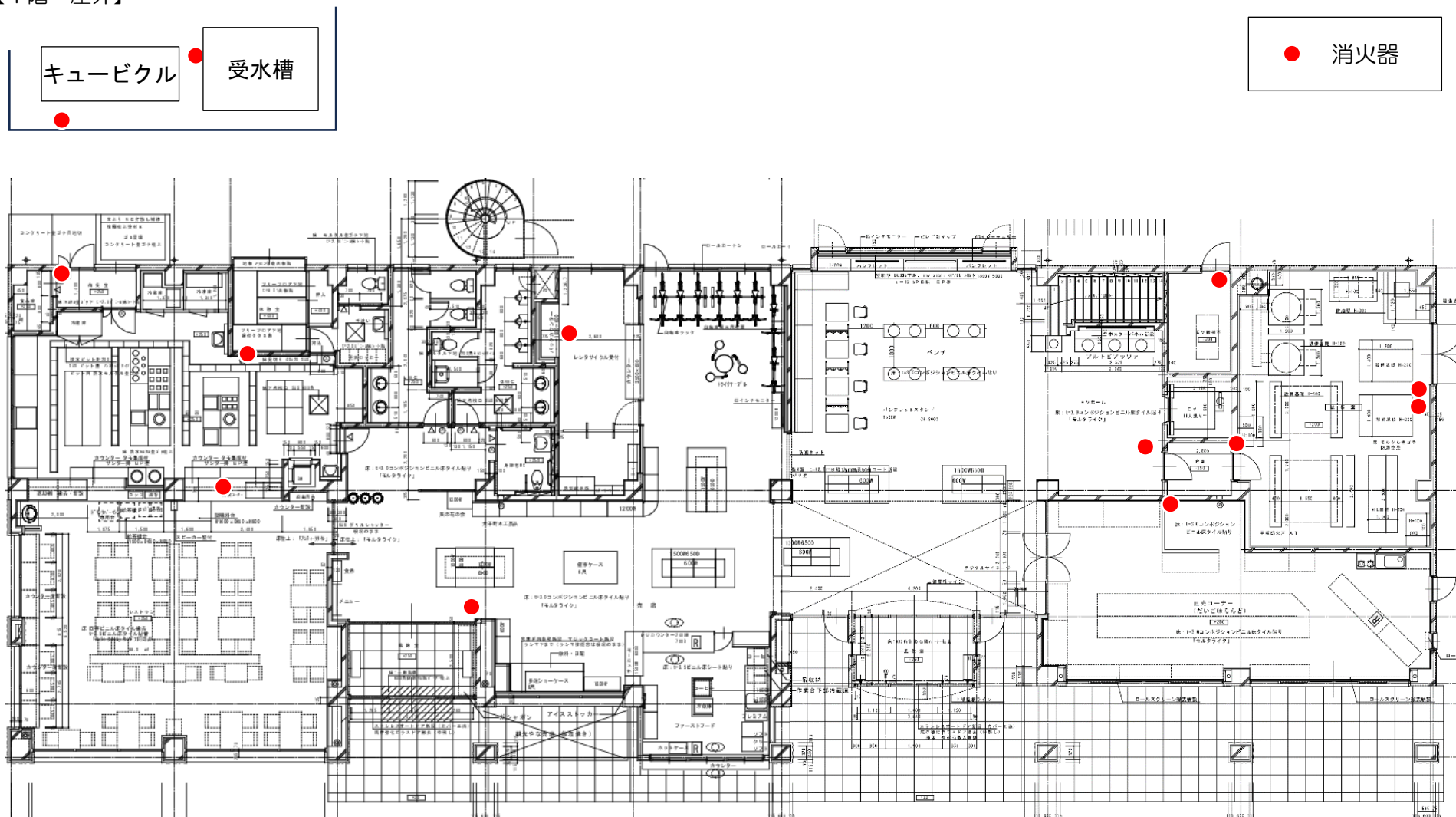


【2階】



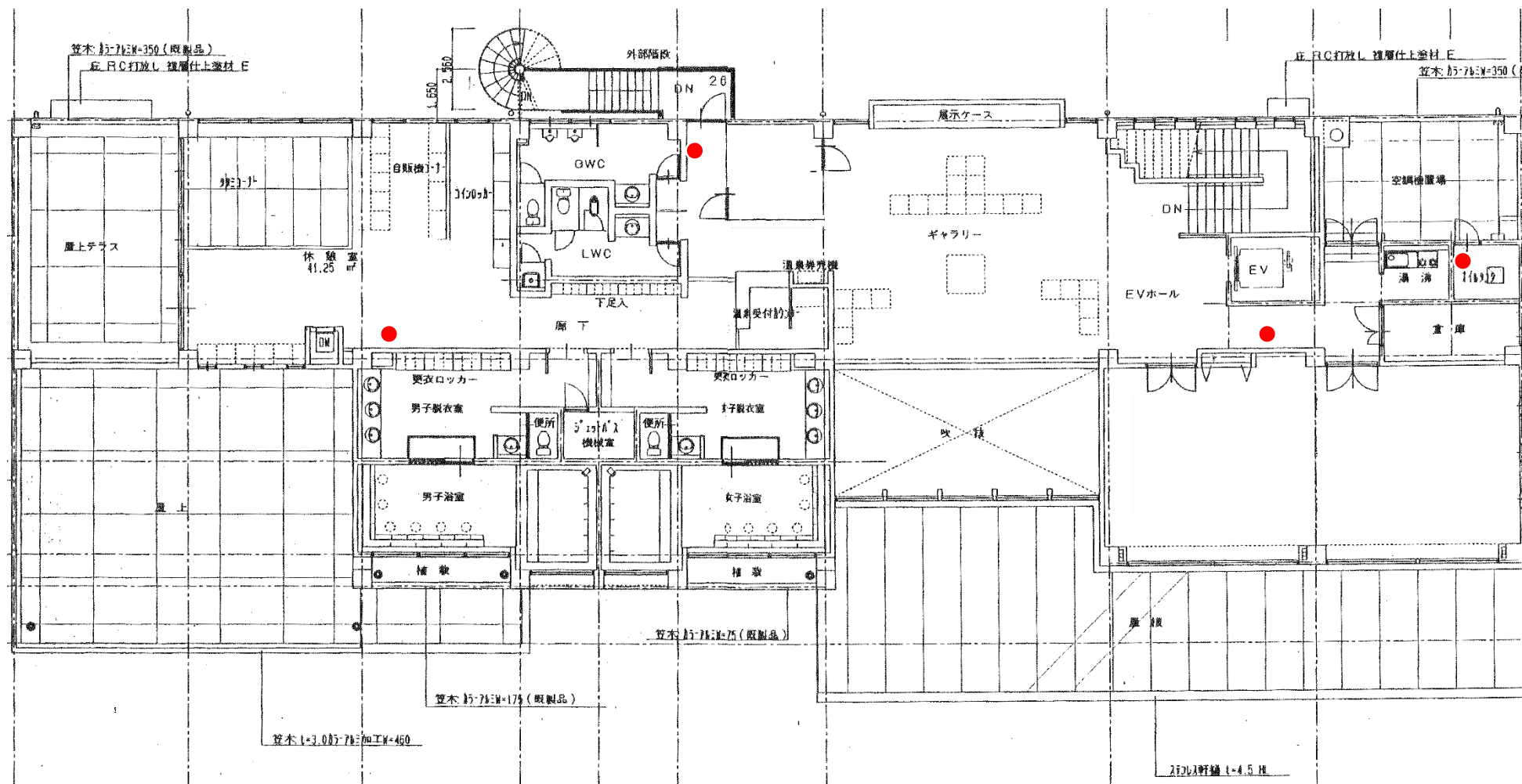
5.4 消火機材設置箇所図(様式-4)

【1階・屋外】



【2階】

● 消火器



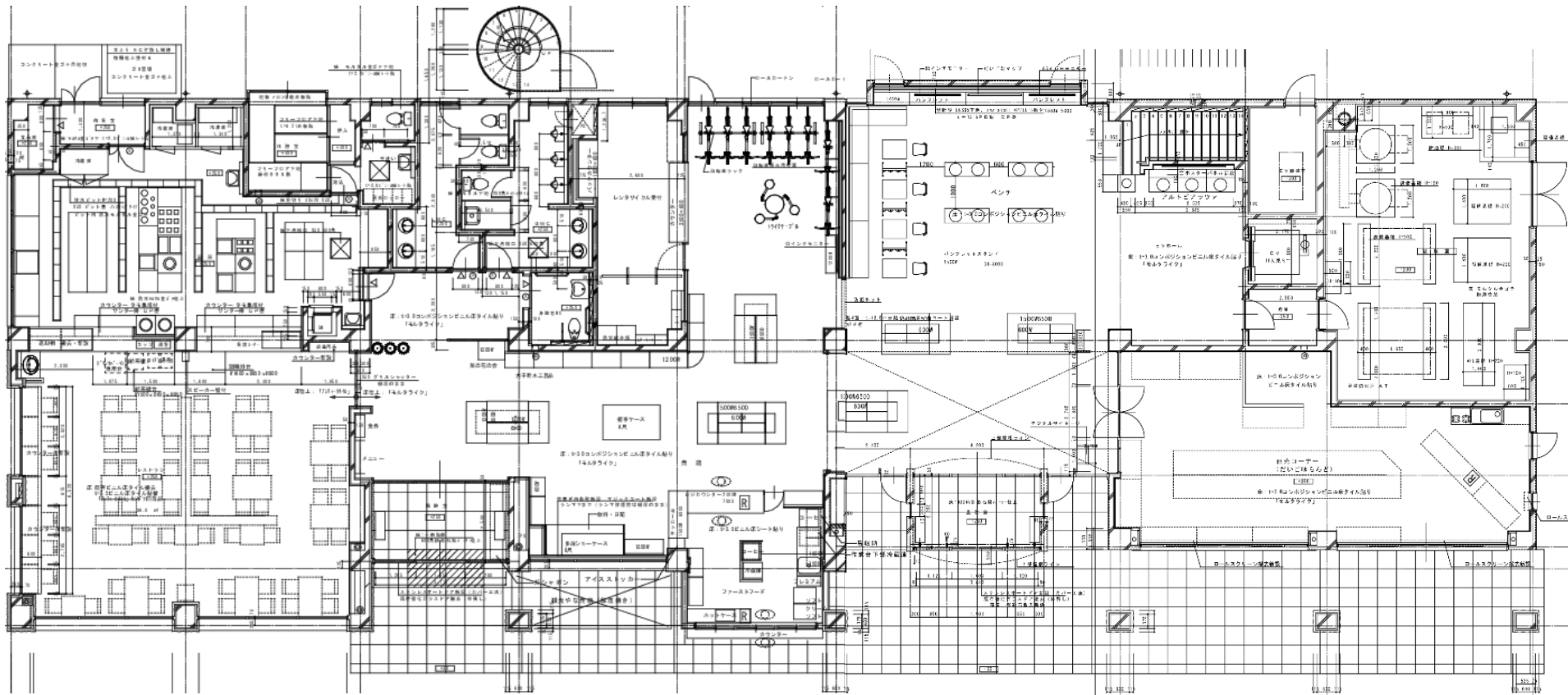
5.5 初期の被害チェックリスト(様式-5)

年 月 日 () 時 分	担当班	氏名

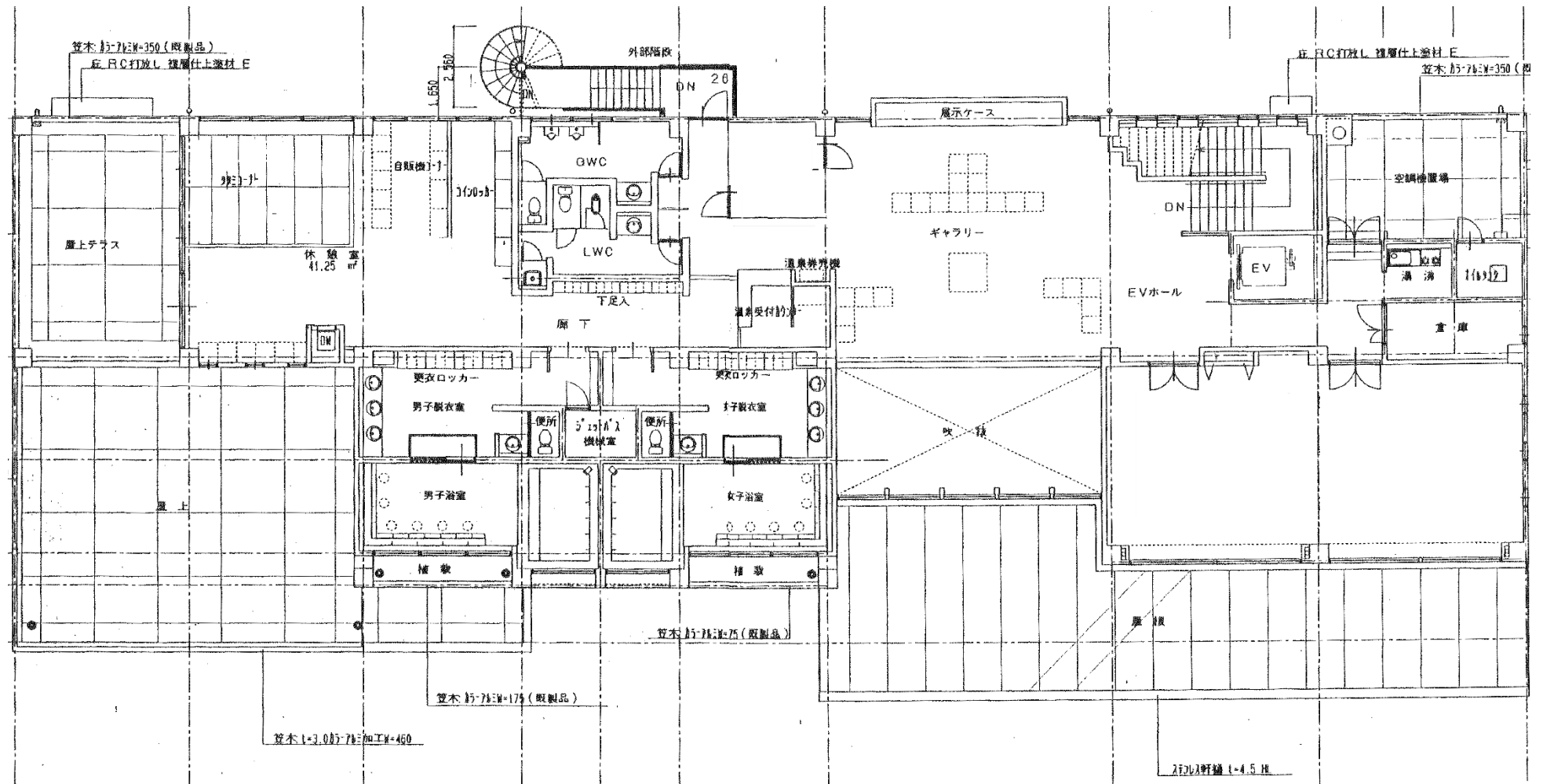
	確認・点検項目	分担	被害		被害概要
			無	有	
人的被害	○従業員	事務所	☐	☐	・出勤者 (名) うち、安否未確認(名) ・非出勤者 (名) うち、安否未確認(名) ・うち、負傷者(名)(負傷箇所:) (応急処置: ☐ 未 ☐ 済)(救急車要請: ☐ 未 ☐ 済) (負傷箇所:) (応急処置: ☐ 未 ☐ 済)(救急車要請: ☐ 未 ☐ 済) (負傷箇所:) (応急処置: ☐ 未 ☐ 済)(救急車要請: ☐ 未 ☐ 済) ・その他状況()
		直売所	☐	☐	
		レストラン	☐	☐	
		売店	☐	☐	
	○来訪客他	事務所	☐	☐	・来訪者 (約 名) ・うち、負傷者(名)(負傷箇所:) (応急処置: ☐ 未 ☐ 済)(救急車要請: ☐ 未 ☐ 済) (負傷箇所:) (応急処置: ☐ 未 ☐ 済)(救急車要請: ☐ 未 ☐ 済) (負傷箇所:) (応急処置: ☐ 未 ☐ 済)(救急車要請: ☐ 未 ☐ 済) ・その他状況()
		直売所	☐	☐	
		レストラン	☐	☐	
		売店	☐	☐	
		温泉浴場	☐	☐	
設備被害	○建物点検	担当エリア	☐	☐	☐ 建物全体(倒壊・傾斜) ☐ 屋根・天井(破損・ひび割れ) ☐ 壁面(破損・ひび割れ) ☐ 扉・窓(破損・開閉不可) ☐ その他状況()
	○トイレ利用可否	場所	☐	☐	☐ 便器使用不可(便器破損、通水不良)【男: 基 女: 基】 ☐ 洗面台使用不可(便器破損、通水不良)【男: 基 女: 基】 ☐ その他状況()
	○駐車場	担当エリア	☐	☐	☐ 陥没・ひび割れ(具体箇所:) ☐ 道路照明等(具体箇所:) ☐ その他状況()
	○電気	担当エリア	☐	☐	☐ 地域振興施設停電 ☐ レストラン停電 ☐ トイレ停電 ☐ 駐車場停電 ☐ 備蓄倉庫停電 ☐ その他状況()
	○ガス元栓閉鎖	担当エリア	☐	☐	※発災直後は、ガスの元栓を閉鎖すること(二次的被害防止)
	○ガス供給有無	担当エリア	☐	☐	☐ ガス漏れ(具体箇所:) ☐ ガス供給停止(具体箇所:) ☐ その他状況()
	○上水道	担当エリア	☐	☐	☐ 断水(具体箇所:) ☐ 漏水(具体箇所:) ☐ その他状況()
	○通信	災害本部	☐	☐	☐ 固定電話不通 ☐ 携帯電話不通 ☐ 公衆電話不通 ☐ その他状況()

5.6 初期の被害チェックリスト(状況記録図)(様式-6)

【1階】

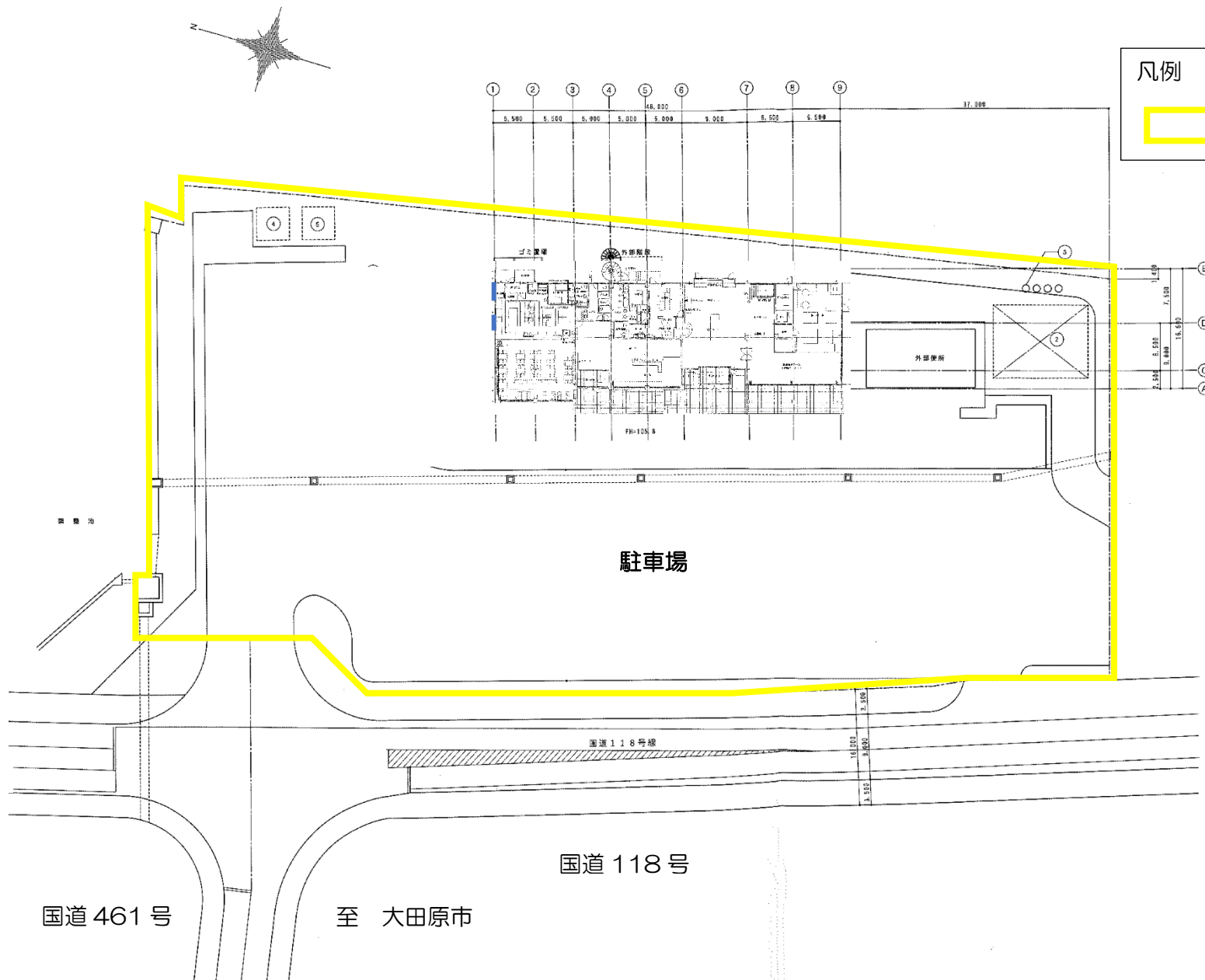


【2 階】



凡例

道の駅区域



5.8 災害用設備配置図(様式-8)

【建物周辺・1階】

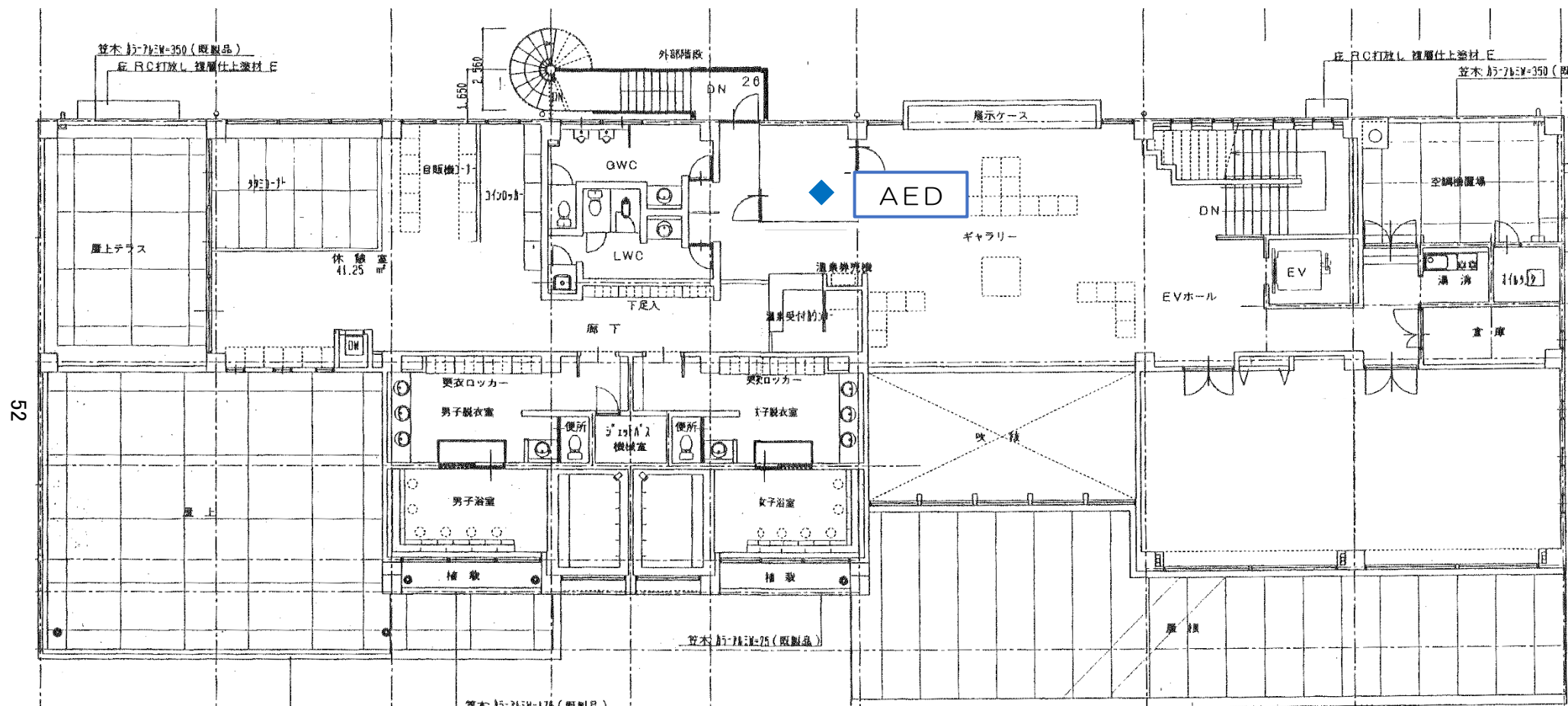
非常用
電気
設備

キュービクル

受水槽

フリーWi-Fi

【2階】



【屋外】

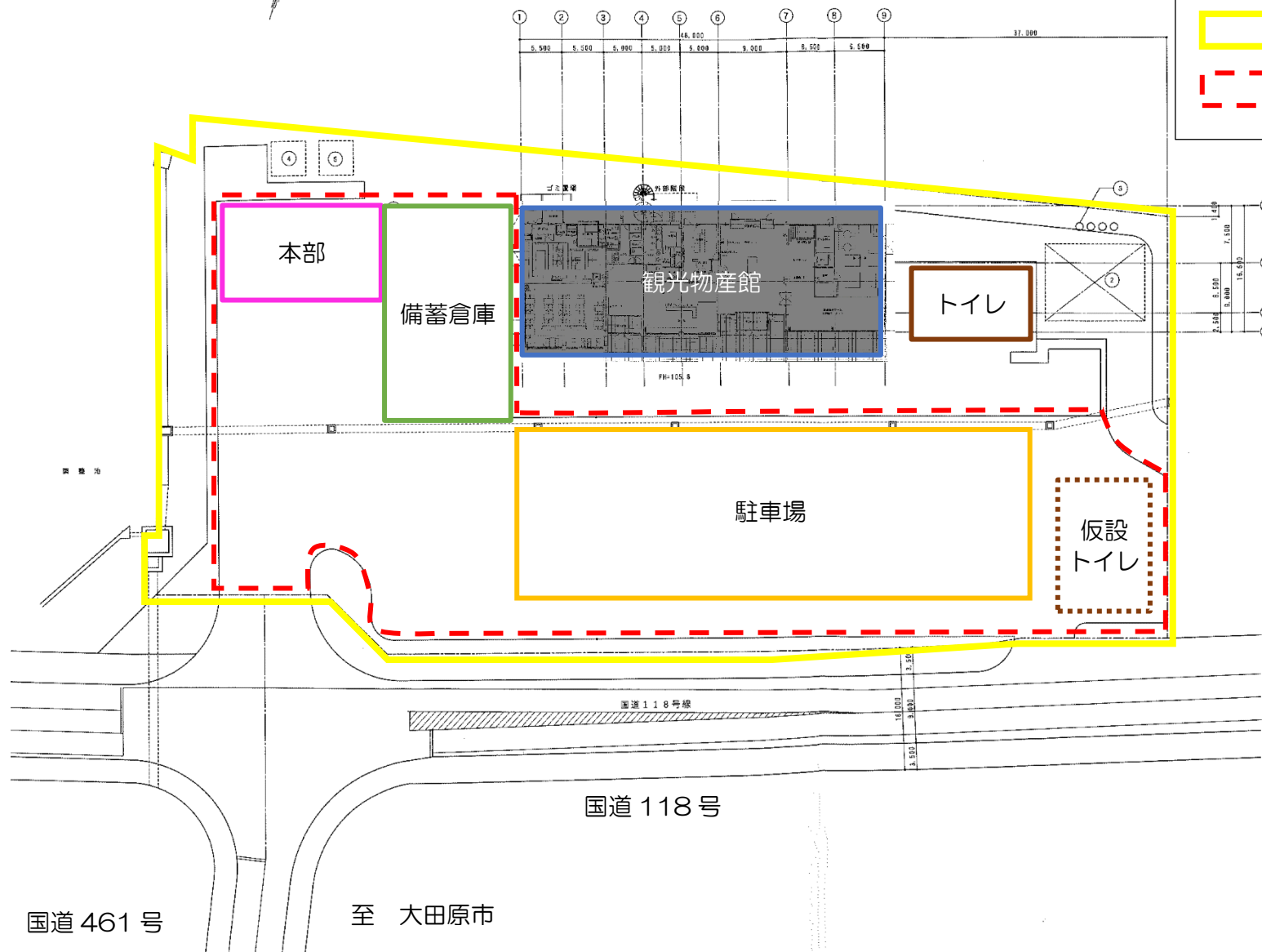
道の駅奥久慈だいて BCP



凡例

道の駅区域

活動区域



53

至 矢祭町

至 常陸大宮市

国道 118 号

国道 461 号

至 大田原市

道の駅奥久慈だいが事業継続計画
(BCP)

発 行	令和6年5月
発行者	大子町
編 集	観光商工課

〒319-3521 茨城県久慈郡大子町大字北田気 662 番地
T E L 0295-72-1111
<https://www.town.daigo.ibaraki.jp/>